

特定化学物質ごとの健康診断項目

1. ベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
 - (1) 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
 - (2) 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
 - (3) ベンジジン及びその塩による血尿、頻尿、**排尿痛等**の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
 - (4) 血尿、頻尿、**排尿痛等**の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
 - (5) 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
 - (6) 尿中の潜血検査
 - (7) 医師が必要と認める場合は、**尿沈渣検鏡**の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査

「**排尿痛等**」の「等」には、下腹部疼痛、残尿感、排尿時不快感、全身倦怠感および食欲不振があること。

「**尿沈渣検鏡**」とは、パパニコラ法による細胞診を追加して行なう必要の有無についてのふるいわけ検査をいうものであること。

（昭和47年1月17日基発第17号）

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

ベンジジン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、又は取り扱う業務…泌尿器系の障害（炎症、腫瘍）

（昭和50年10月1日基発第573号）

①「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ア）①）と同様であること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ア）①）

「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛等に係る業務について聴取するものであること。

②「作業条件の簡易な調査」は、有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（2）ア（ア））と同様であること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

ただし、配置転換後労働者であって、過去に「作業条件の簡易な調査」を実施していない労働者に対しても、当該労働者の次回の健康診断において、従事していた特化則別表3及び別表4に掲げる化学物質を製造し、又は取り扱う業務等に係る「作業条件の簡易な調査」を行うことが望ましいこと。

有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（2）ア（ア））

「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、有機溶剤の蒸気の発散源からの距離、保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法があること。

また、経皮吸収されやすい化学物質については、皮膚への付着が常態化している状況や、保護具を着用していない皮膚に固体、液体又は高濃度の気体の状態で接触している状況等がある場合に過剰なばく露をしているおそれがあるため、必ず皮膚接触の有無を確認すること。

なお、「作業条件の簡易な調査」の問診票については、平成21年3月25日付け基安労発第0325001号「「ニッケル化合物」及び「砒素及びその化合物」に係る健康診断の実施に当たって留意すべき事項について」別紙「作業条件の簡易な調査における問診票（例）」（別紙）を参考にすること。

別紙

作業条件の簡易な調査における問診票（例）

最近6ヶ月の間の、あなたの職場や作業での化学物質ばく露に関する以下の質問にお答え下さい。

（注：ばく露とは、化学物質を吸入したり、化学物質に触れたりすること。）

1) 該当する化学物質について、通常の作業での平均的な使用頻度をお答え下さい。

（ 時間／日）

（ 日／週）

2) 作業工程や取扱量等に変更がありましたか？

・作業工程の変更 ⇒ 有り ・ 無し ・ わからない

・取扱量・使用頻度 ⇒ 増えた ・ 減った ・ 変わらない ・ わからない

3) 局所排気装置を作業時に使用していますか？

・常に使用している

・時々使用している

- ・設置されていない
- 4) 保護具を使用していますか？
- ・常に使用している ⇒保護具の種類 ()
 - ・時々使用している ⇒保護具の種類 ()
 - ・使用していない
- 5) 事故や修理等で、当該化学物質に大量にばく露したことがありますか？
- ・あった
 - ・なかった
 - ・わからない

※ この問診票（例）は、当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事する労働者に対して定期に実施する健康診断における例示であり、雇入れ又は配置替えの際の健康診断及び過去に当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事した労働者に対する健康診断においては、適宜必要な項目を聴取すること。

- ③ 「当該化学物質による他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の既往歴の有無の検査をいうこと。
このうち「既往歴」とは、雇入れの際又は配置替えの際の健康診断にあつてはその時までの症状を、定期の健康診断にあつては前回の健康診断以降の症状をいうこと。
- ④ 「他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の有無の検査をいうこと。
- ⑤ 「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ⑥ 「尿中の潜血検査」は、腎臓、尿管、膀胱等の尿路系の障害（腫瘍等）等を把握するための検査であり、試験紙法によるものをさすこと。
- ⑦ 「尿沈渣検鏡の検査」及び「尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、尿路系の障害（腫瘍等）を把握するために行う検査であること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

2. ビス(クロロメチル)エーテル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査 (当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
- (2) 作業条件の簡易な調査 (当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
- (3) ビス(クロロメチル)エーテルによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 当該業務に3年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

ビス(クロロメチル)エーテル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務…呼吸器系の障害(腫瘍等)

(昭和50年10月1日基発第573号)

3. ベーターナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (3) ベーターナフチルアミン及びその塩による頭痛、悪心、めまい、昏迷、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、**排尿痛等**の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) 頭痛、悪心、めまい、昏迷、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、**排尿痛等**の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (6) 尿中の潜血検査
- (7) 医師が必要と認める場合は、**尿沈渣検鏡**の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査

「**排尿痛等**」の「等」には、下腹部疼痛、残尿感、排尿時不快感、全身倦怠感および食欲不振があること。

「**尿沈渣検鏡**」とは、パパニコラ法による細胞診を追加して行なう必要の有無についてのふるいわけ検査をいうものであること。

（昭和47年1月17日基発第17号）

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

ベーターナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務…泌尿器系の障害（炎症、腫瘍）

（昭和50年10月1日基発第573号）

- ① 「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ア）①）と同様であること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ア）①）

「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛等に係る業務について聴取するものであること。

②「作業条件の簡易な調査」は、有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（2）ア（ア））と同様であること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

ただし、配置転換後労働者であって、過去に「作業条件の簡易な調査」を実施していない労働者に対しても、当該労働者の次の健康診断において、従事していた特化則別表3及び別表4に掲げる化学物質を製造し、又は取り扱う業務等に係る「作業条件の簡易な調査」を行うことが望ましいこと。

有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（2）ア（ア））

「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、有機溶剤の蒸気の発散源からの距離、保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法があること。

また、経皮吸収されやすい化学物質については、皮膚への付着が常態化している状況や、保護具を着用していない皮膚に固体、液体又は高濃度の気体の状態で接触している状況等がある場合に過剰なばく露をしているおそれがあるため、必ず皮膚接触の有無を確認すること。

なお、「作業条件の簡易な調査」の問診票については、平成21年3月25日付け基安労発第0325001号「「ニッケル化合物」及び「砒素及びその化合物」に係る健康診断の実施に当たって留意すべき事項について」別紙「作業条件の簡易な調査における問診票（例）」（別紙）を参考にすること。

別紙

作業条件の簡易な調査における問診票（例）

最近6ヶ月の間の、あなたの職場や作業での化学物質ばく露に関する以下の質問にお答え下さい。

（注：ばく露とは、化学物質を吸入したり、化学物質に触れたりすること。）

- 1) 該当する化学物質について、通常の作業での平均的な使用頻度をお答え下さい。
（ 時間／日）
（ 日／週）
- 2) 作業工程や取扱量等に変更がありましたか？
 - ・ 作業工程の変更 ⇒ 有り ・ 無し ・ わからない
 - ・ 取扱量・使用頻度 ⇒ 増えた ・ 減った ・ 変わらない ・ わからない
- 3) 局所排気装置を作業時に使用していますか？
 - ・ 常に使用している
 - ・ 時々使用している
 - ・ 設置されていない

4) 保護具を使用していますか？

- ・常に使用している ⇒保護具の種類 ()
- ・時々使用している ⇒保護具の種類 ()
- ・使用していない

5) 事故や修理等で、当該化学物質に大量にばく露したことがありますか？

- ・あった
- ・なかった
- ・わからない

※ この問診票（例）は、当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事する労働者に対して定期に実施する健康診断における例示であり、雇入れ又は配置替えの際の健康診断及び過去に当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事した労働者に対する健康診断においては、適宜必要な項目を聴取すること。

③ 「当該化学物質による他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の既往歴の有無の検査をいうこと。

このうち「既往歴」とは、雇入れの際又は配置替えの際の健康診断にあつてはその時までの症状を、定期の健康診断にあつては前回の健康診断以降の症状をいうこと。

④ 「他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の有無の検査をいうこと。

⑤ 「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

⑥ 「尿中の潜血検査」は、腎臓、尿管、膀胱等の尿路系の障害（腫瘍等）等を把握するための検査であり、試験紙法によるものをさすこと。

⑦ 「尿沈渣検鏡の検査」及び「尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、尿路系の障害（腫瘍等）を把握するために行う検査であること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

4. ジクロルベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (3) ジクロルベンジジン及びその塩による頭痛、めまい、せき、呼吸器の刺激症状、咽頭痛、血尿、頻尿、**排尿痛等**の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) 頭痛、めまい、せき、呼吸器の刺激症状、咽頭痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (6) 尿中の潜血検査
- (7) 医師が必要と認める場合は、**尿沈渣検鏡**の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査

「**排尿痛等**」の「等」には、下腹部疼痛、残尿感、排尿時不快感、全身倦怠感および食欲不振があること。

「**尿沈渣検鏡**」とは、パパニコラ法による細胞診を追加して行なう必要の有無についてのふるいわけ検査をいうものであること。

（昭和47年1月17日基発第17号）

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

ジクロルベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務…泌尿器系の障害（炎症、腫瘍）

（昭和50年10月1日基発第573号）

① 「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ア）①）と同様であること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ア）①）

「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛等に係る業務について聴取するものであること。

② 「作業条件の簡易な調査」は、有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（2）ア（ア））と同様であること。

- ・時々使用している ⇒保護具の種類（ ）
- ・使用していない

5) 事故や修理等で、当該化学物質に大量にばく露したことがありますか？

- ・あった
- ・なかった
- ・わからない

※ この問診票（例）は、当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事する労働者に対して定期に実施する健康診断における例示であり、雇入れ又は配置替えの際の健康診断及び過去に当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事した労働者に対する健康診断においては、適宜必要な項目を聴取すること。

- ③ 「当該化学物質による他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の既往歴の有無の検査をいうこと。
このうち「既往歴」とは、雇入れの際又は配置替えの際の健康診断にあつてはその時までの症状を、定期の健康診断にあつては前回の健康診断以降の症状をいうこと。
- ④ 「他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の有無の検査をいうこと。
- ⑤ 「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ⑥ 「尿中の潜血検査」は、腎臓、尿管、膀胱等の尿路系の障害（腫瘍等）等を把握するための検査であり、試験紙法によるものをさすこと。
- ⑦ 「尿沈渣検鏡の検査」及び「尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、尿路系の障害（腫瘍等）を把握するために行う検査であること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

5. アルファーナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (3) アルファーナフチルアミン及びその塩による頭痛、悪心、めまい、昏迷、倦怠感、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、**排尿痛等**の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) 頭痛、悪心、めまい、昏迷、倦怠感、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、**排尿痛等**の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (6) 尿中の潜血検査
- (7) 医師が必要と認める場合は、**尿沈渣検鏡**の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査

「**排尿痛等**」の「等」には、下腹部疼痛、残尿感、排尿時不快感、全身倦怠感および食欲不振があること。

「**尿沈渣検鏡**」とは、パパニコラ法による細胞診を追加して行なう必要の有無についてのふりわけ検査をいうものであること。

（昭和47年1月17日基発第17号）

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

アルファーナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
泌尿器系の障害（炎症、腫瘍）

（昭和50年10月1日基発第573号）

①「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ア）①）と同様であること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ア）①）

「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛等に係る業務について聴取するものである

こと。

- ②「作業条件の簡易な調査」は、有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（2）ア（ア））と同様であること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

ただし、配置転換後労働者であって、過去に「作業条件の簡易な調査」を実施していない労働者に対しても、当該労働者の次回の健康診断において、従事していた特化則別表3及び別表4に掲げる化学物質を製造し、又は取り扱う業務等に係る「作業条件の簡易な調査」を行うことが望ましいこと。

有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（2）ア（ア））

「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、有機溶剤の蒸気の発散源からの距離、保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法があること。

また、経皮吸収されやすい化学物質については、皮膚への付着が常態化している状況や、保護具を着用していない皮膚に固体、液体又は高濃度の気体の状態で接触している状況等がある場合に過剰なばく露をしているおそれがあるため、必ず皮膚接触の有無を確認すること。

なお、「作業条件の簡易な調査」の問診票については、平成21年3月25日付け基安労発第0325001号「「ニッケル化合物」及び「砒素及びその化合物」に係る健康診断の実施に当たって留意すべき事項について」別紙「作業条件の簡易な調査における問診票（例）」（別紙）を参考にすること。

別紙

作業条件の簡易な調査における問診票（例）

最近6ヶ月の間の、あなたの職場や作業での化学物質ばく露に関する以下の質問にお答え下さい。

（注：ばく露とは、化学物質を吸入したり、化学物質に触れたりすること。）

- 1) 該当する化学物質について、通常の作業での平均的な使用頻度をお答え下さい。

（ 時間／日）

（ 日／週）

- 2) 作業工程や取扱量等に変更がありましたか？

・ 作業工程の変更 ⇒ 有り ・ 無し ・ わからない

・ 取扱量・使用頻度 ⇒ 増えた ・ 減った ・ 変わらない ・ わからない

- 3) 局所排気装置を作業時に使用していますか？

・ 常に使用している

・ 時々使用している

・設置されていない

4) 保護具を使用していますか？

・常に使用している ⇒保護具の種類 ()

・時々使用している ⇒保護具の種類 ()

・使用していない

5) 事故や修理等で、当該化学物質に大量にばく露したことがありますか？

・あった

・なかった

・わからない

※ この問診票（例）は、当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事する労働者に対して定期に実施する健康診断における例示であり、雇入れ又は配置替えの際の健康診断及び過去に当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事した労働者に対する健康診断においては、適宜必要な項目を聴取すること。

③ 「当該化学物質による他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の既往歴の有無の検査をいうこと。

このうち「既往歴」とは、雇入れの際又は配置替えの際の健康診断にあつてはその時までの症状を、定期の健康診断にあつては前回の健康診断以降の症状をいうこと。

④ 「他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の有無の検査をいうこと。

⑤ 「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

⑥ 「尿中の潜血検査」は、腎臓、尿管、膀胱等の尿路系の障害（腫瘍等）等を把握するための検査であり、試験紙法によるものをさすこと。

⑦ 「尿沈渣検鏡の検査」及び「尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、尿路系の障害（腫瘍等）を把握するために行う検査であること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

6. 塩素化ビフェニル等を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査
- (2) 作業条件の簡易な調査
- (3) 塩素化ビフェニルによる皮膚症状、肝障害等の既往歴の有無の検査
- (4) 食欲不振、脱力感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 毛嚢性痤瘡、皮膚の黒変等の皮膚所見の有無の検査

「肝障害の症状等」の「等」には、眼脂および結膜充血があること。

「脱力感等」の「等」には、眼脂、結膜充血および下肢の倦怠感があること。

「皮膚の黒変等」の「等」には、爪の変色および変形があること。

(昭和47年1月17日基発第17号)

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

塩素化ビフェニル等を製造し、又は取り扱う業務…消化器系(特に肝臓)の障害、血液系の障害、皮膚の障害

(昭和50年10月1日基発第573号)

7. オルトートリジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (3) オルトートリジン及びその塩による眼の刺激症状、血尿、頻尿、**排尿痛等**の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) 眼の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 尿中の潜血検査
- (6) 医師が必要と認める場合は、**尿沈渣検鏡**の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査

「**排尿痛等**」の「等」には、下腹部疼痛、残尿感、排尿時不快感、全身倦怠感および食欲不振があること。

「**尿沈渣検鏡**」とは、パパニコラ法による細胞診を追加して行なう必要の有無についてのふるいわけ検査をいうものであること。

（昭和47年1月17日基発第17号）

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

ルトートリジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務…泌尿器系の障害（炎症、腫瘍）

（昭和50年10月1日基発第573号）

① 「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ア）①）と同様であること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ア）①）

「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛等に係る業務について聴取するものであること。

② 「作業条件の簡易な調査」は、有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（2）ア（ア））と同様であること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

ただし、配置転換後労働者であって、過去に「作業条件の簡易な調査」を実施していない労働者に対しても、当該労働者の次回の健康診断において、従事していた特化則別表3及び別表4に掲げる化学物質を製造し、又は取り扱う業務等に係る「作業条件の簡易な調査」を行うことが望ましいこと。

有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（2）ア（ア））

「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、有機溶剤の蒸気の発散源からの距離、保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法があること。

また、経皮吸収されやすい化学物質については、皮膚への付着が常態化している状況や、保護具を着用していない皮膚に固体、液体又は高濃度の気体の状態で接触している状況等がある場合に過剰なばく露をしているおそれがあるため、必ず皮膚接触の有無を確認すること。

なお、「作業条件の簡易な調査」の間診票については、平成21年3月25日付け基安労発第0325001号「「ニッケル化合物」及び「砒素及びその化合物」に係る健康診断の実施に当たって留意すべき事項について」別紙「作業条件の簡易な調査における間診票（例）」（別紙）を参考にすること。

別紙

作業条件の簡易な調査における間診票（例）

最近6ヶ月の間の、あなたの職場や作業での化学物質ばく露に関する以下の質問にお答え下さい。

（注：ばく露とは、化学物質を吸入したり、化学物質に触れたりすること。）

- 1) 該当する化学物質について、通常の作業での平均的な使用頻度をお答え下さい。
（ 時間／日）
（ 日／週）
- 2) 作業工程や取扱量等に変更がありましたか？
 - ・ 作業工程の変更 ⇒ 有り ・ 無し ・ わからない
 - ・ 取扱量・使用頻度 ⇒ 増えた ・ 減った ・ 変わらない ・ わからない
- 3) 局所排気装置を作業時に使用していますか？
 - ・ 常に使用している
 - ・ 時々使用している
 - ・ 設置されていない
- 4) 保護具を使用していますか？
 - ・ 常に使用している ⇒ 保護具の種類（ ）
 - ・ 時々使用している ⇒ 保護具の種類（ ）
 - ・ 使用していない
- 5) 事故や修理等で、当該化学物質に大量にばく露したことがありましたか？

- ・あった
- ・なかった
- ・わからない

※ この問診票（例）は、当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事する労働者に対して定期に実施する健康診断における例示であり、雇入れ又は配置替えの際の健康診断及び過去に当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事した労働者に対する健康診断においては、適宜必要な項目を聴取すること。

③ 「当該化学物質による他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の既往歴の有無の検査をいうこと。

このうち「既往歴」とは、雇入れの際又は配置替えの際の健康診断にあってはその時までの症状を、定期の健康診断にあっては前回の健康診断以降の症状をいうこと。

④ 「他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の有無の検査をいうこと。

⑤ 「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

⑥ 「尿中の潜血検査」は、腎臓、尿管、膀胱等の尿路系の障害（腫瘍等）等を把握するための検査であり、試験紙法によるものをさすこと。

⑦ 「尿沈渣検鏡の検査」及び「尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、尿路系の障害（腫瘍等）を把握するために行う検査であること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

8. ジアニシジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (3) ジアニシジン及びその塩による皮膚の刺激症状、粘膜刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) 皮膚の刺激症状、粘膜刺激症状、血尿、頻尿、**排尿痛等**の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (6) 尿中の潜血検査
- (7) 医師が必要と認める場合は、**尿沈渣検鏡**の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査

「**排尿痛等**」の「等」には、下腹部疼痛、残尿感、排尿時不快感、全身倦怠感および食欲不振があること。

「**尿沈渣検鏡**」とは、パパニコラ法による細胞診を追加して行なう必要の有無についてのふるいわけ検査をいうものであること。

（昭和47年1月17日基発第17号）

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

ジアニシジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務…泌尿器系の障害（炎症、腫瘍）

（昭和50年10月1日基発第573号）

①「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ア）①）と同様であること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ア）①）

「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛等に係る業務について聴取するものであること。

②「作業条件の簡易な調査」は、有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（2）ア（ア））と同様であること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

ただし、配置転換後労働者であって、過去に「作業条件の簡易な調査」を実施していない労働者に対しても、当該労働者の次回の健康診断において、従事していた特化則別表3及び別表4に掲げる化学物質を製造し、又は取り扱う業務等に係る「作業条件の簡易な調査」を行うことが望ましいこと。

有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（2）ア（ア））

「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、有機溶剤の蒸気の発散源からの距離、保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法があること。

また、経皮吸収されやすい化学物質については、皮膚への付着が常態化している状況や、保護具を着用していない皮膚に固体、液体又は高濃度の気体の状態で接触している状況等がある場合に過剰なばく露をしているおそれがあるため、必ず皮膚接触の有無を確認すること。

なお、「作業条件の簡易な調査」の問診票については、平成21年3月25日付け基安労発第0325001号「「ニッケル化合物」及び「砒素及びその化合物」に係る健康診断の実施に当たって留意すべき事項について」別紙「作業条件の簡易な調査における問診票（例）」（別紙）を参考にすること。

別紙

作業条件の簡易な調査における問診票（例）

最近6ヶ月の間の、あなたの職場や作業での化学物質ばく露に関する以下の質問にお答え下さい。

（注：ばく露とは、化学物質を吸入したり、化学物質に触れたりすること。）

- 1) 該当する化学物質について、通常の作業での平均的な使用頻度をお答え下さい。
（ 時間／日）
（ 日／週）
- 2) 作業工程や取扱量等に変更がありましたか？
・作業工程の変更 ⇒ 有り ・ 無し ・ わからない
・取扱量・使用頻度 ⇒ 増えた ・ 減った ・ 変わらない ・ わからない
- 3) 局所排気装置を作業時に使用していますか？
・常に使用している
・時々使用している
・設置されていない
- 4) 保護具を使用していますか？
・常に使用している ⇒保護具の種類（ ）

- ・時々使用している ⇒保護具の種類（ ）
- ・使用していない

5) 事故や修理等で、当該化学物質に大量にばく露したことがありますか？

- ・あった
- ・なかった
- ・わからない

※ この問診票（例）は、当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事する労働者に対して定期に実施する健康診断における例示であり、雇入れ又は配置替えの際の健康診断及び過去に当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事した労働者に対する健康診断においては、適宜必要な項目を聴取すること。

- ③ 「当該化学物質による他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の既往歴の有無の検査をいうこと。
このうち「既往歴」とは、雇入れの際又は配置替えの際の健康診断にあってはその時までの症状を、定期の健康診断にあっては前回の健康診断以降の症状をいうこと。
- ④ 「他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の有無の検査をいうこと。
- ⑤ 「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ⑥ 「尿中の潜血検査」は、腎臓、尿管、膀胱等の尿路系の障害（腫瘍等）等を把握するための検査であり、試験紙法によるものをさすこと。
- ⑦ 「尿沈渣検鏡の検査」及び「尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、尿路系の障害（腫瘍等）を把握するために行う検査であること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

9. ベリリウム等を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (3) ベリリウム又はその化合物による呼吸器症状、アレルギー症状等の既往歴の有無の検査
- (4) 乾性せき、たん、咽頭痛、喉のいらいら、胸痛、胸部不安感、息切れ、動悸き、息苦しさ、倦怠感、食欲不振、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
- (6) 肺活量の測定
- (7) 胸部のエックス線直接撮影による検査

「アレルギー症状等」の「等」には、皮膚症状があること。

「皮膚搔痒等」の「等」には、結膜炎があること。

「皮膚炎等」の「等」には、皮膚潰瘍があること。

（昭和47年1月17日基発第17号）

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

ベリリウム等を製造し、又は取り扱う業務…呼吸器系の障害（ベリリウム肺とよばれる。）、皮膚の障害

（昭和50年10月1日基発第573号）

10. ベンゾトリクロリド（これをその重量の0.5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (3) ベンゾトリクロリドによるせき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) せき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ、頸部等のリンパ節の肥大等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) ゆうぜい、色素沈着等の皮膚所見の有無の検査
- (6) ベンゾトリクロリドを製造し、又は取り扱う業務（太陽光線により塩素化反応をさせることによりベンゾトリクロリドを製造する事業場における業務に限る。）に3年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査

11. アクリルアミド（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査
- (2) 作業条件の簡易な調査
- (3) アクリルアミドによる手足のしびれ、歩行障害、発汗異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) 手足のしびれ、歩行障害、発汗異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

アクリルアミド（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し又は取り扱う業務…自律神経系の障害、四肢の運動神経障害、皮膚の障害

（昭和50年10月1日基発第573号）

12. アクリロニトリル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

(1) 業務の経歴の調査

(2) 作業条件の簡易な調査

(3) アクリロニトリルによる頭重、頭痛、上気道刺激症状、全身倦怠感、易疲労感、悪心、嘔吐、鼻出血等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査

(4) 頭重、頭痛、上気道刺激症状、全身倦怠感、易疲労感、悪心、嘔吐、鼻出血等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

アクリロニトリル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務…呼吸器系の障害、消化器系の障害、中枢神経系の障害、皮膚及び粘膜の障害

（昭和50年10月1日基発第573号）

13. アルキル水銀化合物（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

(1) 業務の経歴の調査

(2) 作業条件の簡易な調査

(3) アルキル水銀化合物による頭重、頭痛、口唇又は四肢の知覚異常、関節痛、不眠、嗜眠、抑鬱感、不安感、歩行失調、手指の振戦、**体重減少等**の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査

(4) 頭重、頭痛、口唇又は四肢の知覚異常、関節痛、不眠、歩行失調、手指の振戦、**体重減少等**の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

(5) **皮膚炎等**の皮膚所見の有無の検査

「**体重減少等**」の「等」には、食欲不振、書字拙劣、小書症、悪夢、視力障害、聴力障害、言語障害、注意散漫および記憶力減退があること。

「**皮膚炎等**」の「等」には、接触時にみられる皮膚粘膜の火傷様変化があること。

(昭和47年1月17日基発第17号)

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

アルキル水銀化合物（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務…中枢神経系の障害、皮膚の障害

(昭和50年10月1日基発第573号)

14. インジウム化合物（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (3) インジウム化合物によるせき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) せき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 血清インジウムの量の測定
- (6) 血清シアル化糖鎖抗原KL-6の量の測定
- (7) 胸部のエックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による検査（雇入れ又は当該業務への配置替えの際に行う健康診断におけるものに限る。）

インジウム化合物については、ヒトに対する発がん性のおそれや間質性肺炎等の不可逆的な健康影響を引き起こす可能性が指摘されたことを踏まえ、インジウム化合物等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者等に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

- (1) 「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中のインジウム化合物の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、インジウム化合物の粉じん等の発生源からの距離、呼吸用保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中のインジウム化合物の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等からあらかじめ聴取する方法があること。
- (2) 「せき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、インジウム化合物により生じる症状の検査をいうこと。
- (3) 「インジウム化合物によるせき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」では、インジウム化合物による肺の気腫性変化の評価の参考とするため、労働者の喫煙歴についても聴取すること。
- (4) 「血清シアル化糖鎖抗原 KL-6 の量の測定」は、肺の間質性変化及び気腫性変化を評価するための検査であること。
- (5) 「胸部のエックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による検査」は、肺の間質性変化及び気腫性変化を把握するための検査であること。

また、「胸部のエックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による検査」は、雇入れ又は当該業務への配置換えの際に行う健康診断で実施しなければならないこととし、雇入れ又は当該業務への配置換えの際以外の健康診断においても、医師が必要と認める場合には実施しなければならないこととしたこと。

雇入れ又は当該業務への配置換えの際以外の健康診断において、医師が必要と認めて「胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査」を行う場合に

は、雇入れ又は当該業務への配置換えの際に行う健康診断における「胸部のエックス線直接撮影」又は「特殊なエックス線撮影による検査」の結果と比較することが重要であること。

なお、「特殊なエックス線撮影による検査」は、CT(コンピューター断層撮影)による検査等をいうこと。

(平成 24 年 10 月 26 日基発 1026 第 6 号雇児発 1026 第 2 号)

15. エチルベンゼン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (3) エチルベンゼンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) 眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 尿中のマンデル酸の量の測定（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

エチルベンゼンについては、ヒトに対する発がん性のおそれや中枢神経の抑制、肝機能障害、腎機能障害、眼や上気道の刺激症状を引き起こす可能性が指摘されたことを踏まえ、エチルベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者等に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

- (1) 「作業条件の簡易な調査」及び「作業条件の調査」については、インジウム化合物等に係る特殊健康診断の項目と同様であること。
- (2) 「眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、エチルベンゼンにより生じる症状の検査をいうこと。
- (3) エチルベンゼン有機溶剤混合物を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対し、特化則第41条の2において準用する有機則第29条の特殊健康診断と特化則第39条の特殊健康診断とを併せて行う場合には、共通の項目については重ねて実施する必要はないこと。

ただし、当該項目についての結果の記録については、それぞれの規則に基づき作成し、保存しなければならないこと。

（平成24年10月26日基発1026第6号雇児発1026第2号）

エチルベンゼン及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物に係る特殊健康診断の項目のうち、尿中のマンデル酸の量の測定については、尿中マンデル酸の半減期を踏まえ、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限ることとしたこと。

（平成25年8月27日基発0827第6号）

16. エチレンイミン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (3) エチレンイミンによる頭痛、せき、たん、胸痛、嘔吐、粘膜刺激症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) 頭痛、せき、たん、胸痛、嘔吐、粘膜刺激症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

エチレンイミン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務…呼吸器系の障害、中枢神経の障害、皮膚及び粘膜（特に眼及び上気道）の障害

（昭和50年10月1日基発第573号）

17. 塩化ビニル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (3) 塩化ビニルによる全身倦怠感、易疲労感、食欲不振、不定の上腹部症状、黄疸、黒色便、手指の蒼白、疼痛又は知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴及び肝疾患の既往歴の有無の検査
- (4) 頭痛、めまい、耳鳴り、全身倦怠感、易疲労感、不定の上腹部症状、黄疸、黒色便、手指の疼痛又は知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 肝又は脾の腫大の有無の検査
- (6) 血清ビリルビン、血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ（GPT）、アルカリホスファターゼ等の肝機能検査
- (7) 当該業務に10年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

塩化ビニル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務…呼吸器系の障害、中枢神経系の障害、肝臓の障害（肝血管肉腫、門脈圧亢進症等）、指端骨溶解症

（昭和50年10月1日基発第573号）

18. 塩素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査
- (2) 作業条件の簡易な調査
- (3) 塩素による呼吸器症状、**眼の症状等**の既往歴の有無の検査
- (4) せき、たん、上気道刺激症状、流涙、角膜の異常、視力障害、**歯の変化等**の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

「**眼症状等**」の「**等**」には、皮膚症状および歯の変化があること。

「**歯の変化等**」の「**等**」には、皮膚炎、及び皮膚潰瘍があること。

(昭和47年1月17日基発第17号)

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

塩素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務…呼吸器系の障害、歯牙(が)の障害、皮膚及び粘膜(特に眼及び上気道)の障害

(昭和50年10月1日基発第573号)

19. オーラミン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (3) オーラミンによる血尿、頻尿、**排尿痛等**の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) 血尿、頻尿、**排尿痛等**の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 尿中の潜血検査
- (6) 医師が必要と認める場合は、**尿沈渣検鏡**の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査

排尿痛等の「等」には、下腹部疼痛、残尿感、排尿時不快感、全身倦怠感および食欲不振があること。

「**尿沈渣検鏡**」とは、パパニコラ法による細胞診を追加して行なう必要の有無についてのふるいわけ検査をいうものであること。

（昭和47年1月17日基発第17号）

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

オーラミン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

泌尿器系の障害（炎症、腫瘍等）、肝臓の障害

（昭和50年10月1日基発第573号）

①「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ア）①）と同様であること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ア）①）

「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛等に係る業務について聴取するものであること。

②「作業条件の簡易な調査」は、有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（2）ア（ア））と同様であること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

ただし、配置転換後労働者であって、過去に「作業条件の簡易な調査」を実施していない労働者に対しても、当該労働者の次回の健康診断において、従事していた特化則別表3及び別表4に掲げる化学物質を製造し、又は取り扱う業務等に係る「作業条件の簡易な調査」を行うことが望ましいこと。

有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（2）ア（ア））

「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、有機溶剤の蒸気の発散源からの距離、保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法があること。

また、経皮吸収されやすい化学物質については、皮膚への付着が常態化している状況や、保護具を着用していない皮膚に固体、液体又は高濃度の気体の状態で接触している状況等がある場合に過剰なばく露をしているおそれがあるため、必ず皮膚接触の有無を確認すること。

なお、「作業条件の簡易な調査」の間診票については、平成21年3月25日付け基安労発第0325001号「「ニッケル化合物」及び「砒素及びその化合物」に係る健康診断の実施に当たって留意すべき事項について」別紙「作業条件の簡易な調査における間診票（例）」（別紙）を参考にすること。

別紙

作業条件の簡易な調査における間診票（例）

最近6ヶ月の間の、あなたの職場や作業での化学物質ばく露に関する以下の質問にお答え下さい。

（注：ばく露とは、化学物質を吸入したり、化学物質に触れたりすること。）

- 1) 該当する化学物質について、通常の作業での平均的な使用頻度をお答え下さい。
（ 時間／日）
（ 日／週）
- 2) 作業工程や取扱量等に変更がありましたか？
 - ・ 作業工程の変更 ⇒ 有り ・ 無し ・ わからない
 - ・ 取扱量・使用頻度 ⇒ 増えた ・ 減った ・ 変わらない ・ わからない
- 3) 局所排気装置を作業時に使用していますか？
 - ・ 常に使用している
 - ・ 時々使用している
 - ・ 設置されていない
- 4) 保護具を使用していますか？
 - ・ 常に使用している ⇒ 保護具の種類（ ）
 - ・ 時々使用している ⇒ 保護具の種類（ ）
 - ・ 使用していない
- 5) 事故や修理等で、当該化学物質に大量にばく露したことがありましたか？

- ・あった
- ・なかった
- ・わからない

※ この問診票（例）は、当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事する労働者に対して定期に実施する健康診断における例示であり、雇入れ又は配置替えの際の健康診断及び過去に当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事した労働者に対する健康診断においては、適宜必要な項目を聴取すること。

- ③ 「当該化学物質による他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の既往歴の有無の検査をいうこと。
このうち「既往歴」とは、雇入れの際又は配置替えの際の健康診断にあってはその時までの症状を、定期の健康診断にあっては前回の健康診断以降の症状をいうこと。
- ④ 「他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の有無の検査をいうこと。
- ⑤ 「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ⑥ 「尿中の潜血検査」は、腎臓、尿管、膀胱等の尿路系の障害（腫瘍等）等を把握するための検査であり、試験紙法によるものをさすこと。
- ⑦ 「尿沈渣検鏡の検査」及び「尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、尿路系の障害（腫瘍等）を把握するために行う検査であること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

20. オルトートルイジン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (3) オルトートルイジンによる頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (4) 頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査（頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (5) 尿中の潜血検査
- (6) 医師が必要と認める場合は、尿中のオルトートルイジンの量の測定、尿沈渣検鏡の検査又は尿沈渣のパニコラ法による細胞診の検査（尿中のオルトートルイジンの量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

オルトートルイジンについては、ヒトに対する尿路系の障害(腫瘍等)、溶血性貧血、メトヘモグロビン血症等を引き起こす可能性が指摘されたことを踏まえ、オルトートルイジン等の業務従事労働者及び配置転換後労働者に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

(7) 別表第3(いわゆる「一次健康診断」)関係

- ① 「業務の経歴の調査」は、オルトートルイジン等を製造し、又は取り扱う業務について聴取するものであり、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。ただし、配置転換後労働者が改正省令の施行日以降に初めて受ける健康診断が、法第66条第2項後段に規定する配置転換後健康診断に当たる場合には、当該健康診断の際に「業務の経歴の調査」を行うことが望ましいこと。
- ② 「作業条件の簡易な調査」は、労働者のオルトートルイジンへのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中のオルトートルイジンの濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、オルトートルイジンの蒸気の発散源からの距離、保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中のオルトートルイジンの濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法があること。なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであるが、配置転換後労働者への取扱いについては、上記①と同様であること。

- ③「オルトートルイジンによる頭重、頭痛、めまい、倦怠感、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、オルトートルイジンにより生じるこれらの症状の既往歴の有無の検査をいうこと。このうち「既往歴」とは、雇入れの際又は配置替えの際の健康診断にあってはその時までの症状を、定期の健康診断にあっては前回の健康診断以降の症状をいうこと。また、喫煙は尿路系腫瘍の原因の一つであることや、喫煙によりオルトートルイジンにばく露することが知られていることから、オルトートルイジンによる健康影響やばく露状況の評価の参考とするため、喫煙歴についても聴取することが望ましい。なお、これらの症状のうち「頭重、頭痛、めまい、倦怠感、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色等の急性の疾患に係る症状」については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ④「頭重、頭痛、めまい、倦怠感、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、オルトートルイジンにより生じるこれらの症状の有無の検査をいうこと。なお、これらの症状のうち「頭重、頭痛、めまい、倦怠感、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色等の急性の疾患に係る症状」については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ⑤「尿中の潜血検査」は、腎臓、尿管、膀胱等の尿路系の障害(腫瘍等)及び溶血性貧血を把握するための検査であり、試験紙法によるものをさすこと。
- ⑥「尿中のオルトートルイジンの量の検査」は、医師が必要と認める場合に行う検査であり、オルトートルイジンのばく露状況を把握するための検査であること。なお、オルトートルイジンは経皮吸収性があり、作業環境測定のみでは労働者のばく露状況の把握が不十分であることから、この項目についても、作業条件の簡易な調査、他覚症状及び自覚症状の有無の検査等の結果を踏まえて、できるだけ実施することが望ましいこと。また、オルトートルイジンの体外への排泄速度を考慮すると、尿の採取時期は、連続する作業日のうちの後半の作業日の作業終了時に行うことが望ましいこと。さらに、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ⑦「尿沈渣検鏡の検査」と「尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査」は、医師が必要と認める場合に行う検査であり、いずれも尿路系の障害(腫瘍等)を把握するために行う検査であること。
- (イ)「医師が必要と認める場合」に行う検査の実施の要否の判断について
- オルトートルイジンについては、一次健康診断及び二次健康診断のそれぞれにおける項目に「医師が必要と認める場合」に行う検査を規定したが、それぞれの検査の実施の要否は、次により医師が判断すること。また、この場合の「医師」は、健康診断を実施する医師、事業場の産業医、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場において健康管理を行う医師等があること。
- ①一次健康診断における「医師が必要と認める場合」に行う検査

一次健康診断における業務の経歴の調査、作業条件の簡易な調査、他覚症状及び自覚症状の既往歴の有無の検査、他覚症状及び自覚症状の有無の検査の結果、前回までの当該物質に係る健康診断の結果等を踏まえて、当該検査の実施の可否を判断すること。

②二次健康診断における「医師が必要と認める場合」に行う検査

(略)

(平成 28 年 11 月 30 日基発 1130 第 4 号)

21. オルトーフタロジニトリル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）
を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査
- (2) 作業条件の簡易な調査
- (3) てんかん様発作の既往歴の有無の検査
- (4) 頭重、頭痛、もの忘れ、不眠、倦怠感、悪心、食欲不振、顔面蒼白、**手指の振戦等**の他覚症状
又は自覚症状の有無の検査

「**手指の振せん等**」の「**等**」には、脳神経系症状、胃腸症状および体重減少があること。

(昭和47年1月17日基発第17号)

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5
に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を
行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次の
ようなものがあること。

オルトーフタロジニトリル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含
む。）を製造し、又は取り扱う業務…中枢神経系の障害(てんかん様発作等)

(昭和50年10月1日基発第573号)

22. カドミウム又はその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査
- (2) 作業条件の簡易な調査
- (3) カドミウム又はその化合物によるせき、たん、喉のいらいら、鼻粘膜の異常、息切れ、食欲不振、悪心、嘔吐、反復性の腹痛又は下痢、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) せき、たん、のどのいらいら、鼻粘膜の異常、息切れ、食欲不振、悪心、嘔吐、反復性の腹痛又は下痢、**体重減少等**の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 血液中のカドミウムの量の測定
- (6) 尿中のベータ2—ミクログロブリンの量の測定

「**体重減少等**」の「等」には、胸痛および疲労感があること。

(昭和47年1月17日基発第17号)

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

カドミウム又はその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務…呼吸器系の障害、消化器系の障害、腎臓の障害

(昭和50年10月1日基発第573号)

カドミウム又はその化合物については、ヒトに対して肺がんを引き起こす可能性が指摘されたため、また、腎機能障害を予防・早期発見するため、項目を追加する等の改正を行ったこと。また、カドミウム又はその化合物の業務従事労働者に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

①「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（(4)ア(ア)①）と同様であること。

四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（(4)ア(ア)①）

「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛等に係る業務について聴取するものであること。

「作業条件の簡易な調査」は、有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（(2)ア(ア)）と同様であること。

有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（(2)ア(ア)）

「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、有機溶剤の蒸気の発散源からの距離、保護具の使用状況

等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法があること。

また、経皮吸収されやすい化学物質については、皮膚への付着が常態化している状況や、保護具を着用していない皮膚に固体、液体又は高濃度の気体の状態で接触している状況等がある場合に過剰なばく露をしているおそれがあるため、必ず皮膚接触の有無を確認すること。

なお、「作業条件の簡易な調査」の問診票については、平成21年3月25日付け基安労発第0325001号「「ニッケル化合物」及び「砒素及びその化合物」に係る健康診断の実施に当たって留意すべき事項について」別紙「作業条件の簡易な調査における問診票（例）」（別紙）を参考にすること。

別紙

作業条件の簡易な調査における問診票（例）

最近6ヶ月の間の、あなたの職場や作業での化学物質ばく露に関する以下の質問にお答え下さい。

（注：ばく露とは、化学物質を吸入したり、化学物質に触れたりすること。）

- 1) 該当する化学物質について、通常の作業での平均的な使用頻度をお答え下さい。
（ 時間／日 ）
（ 日／週 ）
- 2) 作業工程や取扱量等に変更がありましたか？
 - ・ 作業工程の変更 ⇒ 有り ・ 無し ・ わからない
 - ・ 取扱量・使用頻度 ⇒ 増えた ・ 減った ・ 変わらない ・ わからない
- 3) 局所排気装置を作業時に使用していますか？
 - ・ 常に使用している
 - ・ 時々使用している
 - ・ 設置されていない
- 4) 保護具を使用していますか？
 - ・ 常に使用している ⇒ 保護具の種類（ ）
 - ・ 時々使用している ⇒ 保護具の種類（ ）
 - ・ 使用していない
- 5) 事故や修理等で、当該化学物質に大量にばく露したことがありますか？
 - ・ あった
 - ・ なかった
 - ・ わからない

※ この問診票（例）は、当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事する労働者に対して定期に実施する健康診断における例示であり、雇入れ又は配置替えの際の健康診断及び過去に当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事した労働者に対する健康診断においては、適宜必要な項目を聴取すること。

- ③ 「当該化学物質による他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の既往歴の有無の検査をいうこと。

このうち「既往歴」とは、雇入れの際又は配置替えの際の健康診断にあつてはその時までの症状を、定期の健康診断にあつては前回の健康診断以降の症状をいうこと。

- ④ 「他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の有無の検査をいうこと。
- ⑤ 「血中のカドミウムの量の測定」、「尿中のベータ2-ミクログロブリンの量の測定」、「尿中のカドミウムの量の測定」、「尿中のアルファ1-ミクログロブリンの量の測定」及び「N-アセチルグルコサミニダーゼの量の測定」は、カドミウムによるばく露状況を評価するための検査であること。

(令和2年3月4日基発 0304 第3号)

23. クロム酸及びその塩（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (3) クロム酸及びその塩によるせき、たん、胸痛、鼻腔の異常、皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) せき、たん、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔等の鼻腔の所見の有無の検査
- (6) 皮膚炎、潰瘍等の皮膚所見の有無の検査
- (7) クロム酸及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務（これらの物を鉱石から製造する事業場以外の事業場における業務を除く。）の業務に4年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査

「潰瘍等」の「等」には、湿疹があること。

（昭和47年1月17日基発第17号）

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

クロム酸等を製造し、又は取り扱う業務…呼吸器系の障害(腫瘍等)、鼻腔の障害、皮膚の障害

（昭和50年10月1日基発第573号）

24. クロロホルム（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は
取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査
- (2) 作業条件の簡易な調査
- (3) クロロホルムによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、知覚異常、眼の刺激症状、
上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮
膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンピル
ビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（ γ -
GTP）の検査

① クロロホルム他9物質（ジクロロメタンを除く。）については、有機則に基づく特殊健康診
断を実施していたところであるが、ヒトに対する発がんのおそれが指摘されたことを踏ま
え、特化則において特殊健康診断の実施を義務付けることとしたこと。なお、クロロホル
ム等有機溶剤業務（ジクロロメタンに係るものを除く。）に常時従事する労働者等に対する
特殊健康診断の項目については、有機則第29条に基づく特殊健康診断と同様とすることと
したこと。

② クロロホルム等特定有機溶剤混合物に係る業務（ジクロロメタンに係る業務を除く。）に常
時従事する労働者に対し、特化則第39条の特殊健康診断と有機則第29条の特殊健康診断
を、重ねて実施する必要はないこと。

ただし、当該項目についての結果の記録については、特化則及び有機則それぞれの規定に
基づき作成し、保存しなければならないこと

（平成26年9月24日基発0924第6号雇発0924第7号）

- (1) 「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（(4)ア(ア)
①）と同様であること。

四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（(4)ア(ア)①）

「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛等に係る業務について聴取するものであるこ
と。

- (2) 「作業条件の簡易な調査」は、有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（(2)ア(ア)）と
同様であること。

有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（(2)ア(ア)）

「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するた
め、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の有機溶剤の濃度に関する情
報、作業時間、ばく露の頻度、有機溶剤の蒸気の発散源からの距離、保護具の使用状況
等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。
このうち、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴

取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法があること。

また、経皮吸収されやすい化学物質については、皮膚への付着が常態化している状況や、保護具を着用していない皮膚に固体、液体又は高濃度の気体の状態で接触している状況等がある場合に過剰なばく露をしているおそれがあるため、必ず皮膚接触の有無を確認すること。

なお、「作業条件の簡易な調査」の間診票については、平成21年3月25日付け基安労発第0325001号「ニッケル化合物」及び「砒素及びその化合物」に係る健康診断の実施に当たって留意すべき事項について」別紙「作業条件の簡易な調査における間診票（例）」（別紙）を参考にすること。

別紙

作業条件の簡易な調査における間診票（例）

最近6ヶ月の間の、あなたの職場や作業での化学物質ばく露に関する以下の質問にお答え下さい。

（注：ばく露とは、化学物質を吸入したり、化学物質に触れたりすること。）

- 1) 該当する化学物質について、通常の作業での平均的な使用頻度をお答え下さい。
（ 時間／日）
（ 日／週）
- 2) 作業工程や取扱量等に変更がありましたか？
 - ・ 作業工程の変更 ⇒ 有り ・ 無し ・ わからない
 - ・ 取扱量・使用頻度 ⇒ 増えた ・ 減った ・ 変わらない ・ わからない
- 3) 局所排気装置を作業時に使用していますか？
 - ・ 常に使用している
 - ・ 時々使用している
 - ・ 設置されていない
- 4) 保護具を使用していますか？
 - ・ 常に使用している ⇒ 保護具の種類（ ）
 - ・ 時々使用している ⇒ 保護具の種類（ ）
 - ・ 使用していない
- 5) 事故や修理等で、当該化学物質に大量にばく露したことがありましたか？
 - ・ あった
 - ・ なかった
 - ・ わからない

※ この間診票（例）は、当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事する労働者に対して定期に実施する健康診断における例示であり、雇入れ又は配置替えの際の健康診断及び過去に当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事した労働者に対する健康診断においては、適宜必要な項目を聴取すること。

- (3) 「当該化学物質による他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の既往歴の有無の検査をいうこと。このうち「既往歴」とは、雇入れの際又は配置替えの際の健康診断にあってはその時までの症状を、定期の健康診断にあっては前回の健康診断以降の症状をいうこと。

- (4) 「他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の有無の検査をいうこと。
- (5) 「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」は、特別有機溶剤による皮膚の障害を評価するための検査であること。
- (6) 「血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（ γ -GTP）の検査」は、特別有機溶剤による肝・胆道系の障害を評価するための検査であること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

25. クロロメチルメチルエーテル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (3) クロロメチルメチルエーテルによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 胸部のエックス線直接撮影による検査

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

クロロメチルメチルエーテル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務…呼吸器系の障害（腫瘍等）

（昭和50年10月1日基発第573号）

26. 五酸化バナジウム（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査
- (2) 作業条件の簡易な調査
- (3) 五酸化バナジウムによる呼吸器症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) せき、たん、胸痛、呼吸困難、手指の振戦、皮膚の蒼白、舌の緑着色、指端の手掌部の角化等
の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 肺活量の測定
- (6) 血圧の測定

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

五酸化バナジウム（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務…呼吸器系の障害

（昭和50年10月1日基発第573号）

27. コバルト又はその無機化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (3) コバルト又はその無機化合物によるせき、息苦しさ、息切れ、喘鳴、皮膚炎等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) せき、息苦しさ、息切れ、喘鳴、皮膚炎等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

コバルトについては、ヒトに対する発がん性のおそれや呼吸器障害、皮膚症状等を引き起こす可能性が指摘されたことを踏まえ、コバルト等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者等に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

- (1) 「作業条件の簡易な調査」、「作業条件の調査」、「胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査」及び「肺機能検査」については、インジウム化合物等に係る特殊健康診断の項目と同様であること。
- (2) 「せき、息苦しさ、息切れ、喘鳴、皮膚炎等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、コバルトにより生じる症状の検査をいうこと。

（平成24年10月26日基発1026第6号雇児発1026第2号）

28. コールタール（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は
取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (3) コールタールによる胃腸症状、呼吸器症状、皮膚症状等の既往歴の有無の検査
- (4) 食欲不振、せき、たん、眼の痛み等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 露出部分の皮膚炎、にきび様変化、黒皮症、いぼ、潰瘍、ガス斑等の皮膚所見の有無の検査
- (6) コークス又は製鉄用発生炉ガスを製造する業務（コークス炉上において若しくはコークス炉に接して又はガス発生炉上において行う業務に限る。）に5年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

コールタール（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務…呼吸器系の障害（腫瘍等）、消化器系の障害、眼の障害、皮膚の障

（昭和50年10月1日基発第573号）

29. 酸化プロピレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (3) 酸化プロピレンによる眼の痛み、せき、咽頭痛、皮膚の刺激等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) 眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査

酸化プロピレン等を製造し、又は取り扱う業務については、眼、上気道及び皮膚の刺激症状や、上気道上皮の細胞変性及び発がん等を引き起こす可能性が指摘されたことを踏まえ、特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

- (a) 「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の酸化プロピレンの濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、酸化プロピレンのガス又は蒸気の発生源からの距離、呼吸用保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中の酸化プロピレンの濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等からあらかじめ聴取する方法があること。
- (b) 「眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、酸化プロピレンにより生じる眼及び上気道の刺激症状の検査をいうこと。
- (c) 「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」は、酸化プロピレンにより生じる皮膚の発赤等の皮膚症状を考慮したものであり、主に視診により検査するものであること。

（平成23年2月4日基発0204第4号）

30. 三酸化二アンチモン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (3) 三酸化二アンチモンによるせき、たん、頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (4) せき、たん、頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査（頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (5) 医師が必要と認める場合は、尿中のアンチモンの量の測定又は心電図検査（尿中のアンチモンの量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

三酸化二アンチモンについては、ヒトに対する呼吸器の障害（腫瘍等）、心臓の障害、アンチモン皮疹等の皮膚症状等を引き起こす可能性が指摘されたことを踏まえ、三酸化二アンチモン等の業務従事労働者及び配置転換後労働者に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

(ア) 特化則別表第3（いわゆる「一次健康診断」）関係

- ① 「業務の経歴の調査」は、三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う業務について聴取するものであり、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

ただし、配置転換後労働者が改正省令の施行日以降に初めて受ける健康診断が、法第66条第2項後段に規定する配置転換後健康診断に当たる場合には、当該健康診断の際に「業務の経歴の調査」を行うことが望ましいこと。

- ② 「作業条件の簡易な調査」は、労働者の三酸化二アンチモンへのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の三酸化二アンチモンの濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、三酸化二アンチモンの粉じんの発散源からの距離、保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中の三酸化二アンチモンの濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法があること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであるが、配置転換後労働者への取扱いについては、上記①と同様であること。

③「三酸化ニアンチモンによるせき、たん、頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、三酸化ニアンチモンにより生じるこれらの症状の既往歴の有無の検査をいうこと。このうち「既往歴」とは、雇入れの際又は配置替えの際の健康診断にあつてはその時までの症状を、定期の健康診断にあつては前回の健康診断以降の症状をいうこと。

また、喫煙は呼吸器の障害(腫瘍等)の原因の一つであることから、三酸化ニアンチモンによる健康影響やばく露状況の評価の参考とするため、喫煙歴についても聴取することが望ましい。

なお、これらの症状のうち「頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等」の急性の疾患に係る症状については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

④「せき、たん、頭痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、三酸化ニアンチモンにより生じるこれらの症状の有無の検査をいうこと。なお、これらの症状のうち「頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の急性の疾患に係る症状」については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

⑤「尿中のアンチモンの量の測定」は、医師が必要と認める場合に行う、三酸化ニアンチモンのばく露状況を把握するための検査であること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

⑥「心電図検査」は、医師が必要と認める場合に行う、心臓の障害を把握するために行う検査であること。

(イ)「医師が必要と認める場合」に行う検査の実施の要否の判断について

三酸化ニアンチモンについては、一次健康診断及び二次健康診断のそれぞれにおける項目に「医師が必要と認める場合」に行う検査を規定したが、それぞれの検査の実施の要否は、次により医師が判断すること。また、この場合の「医師」は、健康診断を実施する医師、事業場の産業医、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場において健康管理を行う医師等があること。

①一次健康診断における「医師が必要と認める場合」に行う検査

一次健康診断における必須項目(業務の経歴の調査、作業条件の簡易な調査、他覚症状及び自覚症状の既往歴の有無の検査、他覚症状及び自覚症状の有無の検査)の結果、前回までの当該物質に係る健康診断の結果等を踏まえて、当該検査の実施の要否を判断すること。

②二次健康診断における「医師が必要と認める場合」に行う検査

(略)

(平成29年5月19日基発0519第6号)

31. シアン化カリウム（その重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む）

- (1) 業務の経歴の調査
- (2) 作業条件の調査
- (3) シアン化カリウムによる頭重、頭痛、疲労感、倦怠感、結膜充血、異味、**胃腸症状等**の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) 頭重、頭痛、疲労感、倦怠感、結膜充血、異味、**胃腸症状等**の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

「**胃腸症状等**」の「**等**」には、めまい、動悸、嘔声、呼吸困難、散瞳、結膜炎、皮膚または粘膜の紅潮および体重減少があること。

（昭和47年1月17日基発第17号）

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「**等**」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

シアン化カリウム（その重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む）…中枢神経系の障害、消化器系の障害、粘膜の障害

（昭和50年10月1日基発第573号）

シアン化カリウム、シアン化水素及びシアン化ナトリウムについては、二次健康診断が設定されていないことから、引き続き、一次健康診断において「作業条件の調査」を実施すること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

32. シアン化水素（その重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む）

- (1) 業務の経歴の調査
- (2) 作業条件の調査
- (3) シアン化水素による頭重、頭痛、疲労感、倦怠感、結膜充血、異味、**胃腸症状等**の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) 頭重、頭痛、疲労感、倦怠感、結膜充血、異味、**胃腸症状等**の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

「胃腸症状等」の「等」には、めまい、動悸、嘔声、呼吸困難、散瞳、結膜炎、皮膚または粘膜の紅潮および体重減少があること。

（昭和47年1月17日基発第17号）

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

シアン化水素（その重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む）…中枢神経系の障害、消化器系の障害、粘膜の障害

（昭和50年10月1日基発第573号）

シアン化カリウム、シアン化水素及びシアン化ナトリウムについては、二次健康診断が設定されていないことから、引き続き、一次健康診断において「作業条件の調査」を実施すること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

33. シアン化ナトリウム（その重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む）

- (1) 業務の経歴の調査
- (2) 作業条件の調査
- (3) シアン化ナトリウムによる頭重、頭痛、疲労感、倦怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) 頭重、頭痛、疲労感、倦怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

「胃腸症状等」の「等」には、めまい、動悸、嘔声、呼吸困難、散瞳、結膜炎、皮膚または粘膜の紅潮および体重減少があること。

（昭和47年1月17日基発第17号）

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

シアン化ナトリウム（その重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む）…中枢神経系の障害、消化器系の障害、粘膜の障害

（昭和50年10月1日基発第573号）

シアン化カリウム、シアン化水素及びシアン化ナトリウムについては、二次健康診断が設定されていないことから、引き続き、一次健康診断において「作業条件の調査」を実施すること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

34. 四塩化炭素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査
- (2) 作業条件の簡易な調査
- (3) 四塩化炭素による頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、皮膚の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、皮膚の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
- (6) 血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ（ γ -GTP）の検査

- ① クロロホルム他9物質（ジクロロメタンを除く。）については、有機則に基づく特殊健康診断を実施していたところであるが、ヒトに対する発がんのおそれが指摘されたことを踏まえ、特化則において特殊健康診断の実施を義務付けることとしたこと。なお、クロロホルム等有機溶剤業務（ジクロロメタンに係るものを除く。）に常時従事する労働者等に対する特殊健康診断の項目については、有機則第29条に基づく特殊健康診断と同様とすることとしたこと。
- ② クロロホルム等特定有機溶剤混合物に係る業務（ジクロロメタンに係る業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、特化則第39条の特殊健康診断と有機則第29条の特殊健康診断を、重ねて実施する必要はないこと。

ただし、当該項目についての結果の記録については、特化則及び有機則それぞれの規定に基づき作成し、保存しなければならないこと

（平成26年9月24日基発0924第6号雇発0924第7号）

トリクロロエチレン等の業務従事労働者に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

- (1) 「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ア）①）と同様であること。

四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ア）①）

「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛等に係る業務について聴取するものであること。

- (2) 「作業条件の簡易な調査」は、有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（2）ア（ア））と同様であること。

有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（2）ア（ア））

「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、有機溶剤の蒸気の発散源からの距離、保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。

このうち、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法があること。

また、経皮吸収されやすい化学物質については、皮膚への付着が常態化している状況や、保護具を着用していない皮膚に固体、液体又は高濃度の気体の状態で接触している状況等がある場合に過剰なばく露をしているおそれがあるため、必ず皮膚接触の有無を確認すること。

なお、「作業条件の簡易な調査」の問診票については、平成21年3月25日付け基安労発第0325001号「「ニッケル化合物」及び「砒素及びその化合物」に係る健康診断の実施に当たって留意すべき事項について」別紙「作業条件の簡易な調査における問診票（例）」（別紙）を参考にすること。

別紙

作業条件の簡易な調査における問診票（例）

最近6ヶ月の間の、あなたの職場や作業での化学物質ばく露に関する以下の質問にお答え下さい。

（注：ばく露とは、化学物質を吸入したり、化学物質に触れたりすること。）

1) 該当する化学物質について、通常の作業での平均的な使用頻度をお答え下さい。

（ 時間／日）

（ 日／週）

2) 作業工程や取扱量等に変更がありましたか？

・作業工程の変更 ⇒ 有り ・ 無し ・ わからない

・取扱量・使用頻度 ⇒ 増えた ・ 減った ・ 変わらない ・ わからない

3) 局所排気装置を作業時に使用していますか？

・常に使用している

・時々使用している

・設置されていない

4) 保護具を使用していますか？

・常に使用している ⇒保護具の種類（ ）

・時々使用している ⇒保護具の種類（ ）

・使用していない

5) 事故や修理等で、当該化学物質に大量にばく露したことがありましたか？

・あった

・なかった

・わからない

※ この問診票（例）は、当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事する労働者に対して定期に実施する健康診断における例示であり、雇入れ又は配置替えの際の健康診断及び過去に当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事した労働者に対する健康診断においては、適宜必要な項目を聴取すること。

(3) 「当該化学物質による他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の既往歴の有無の検査をいうこと。このうち「既往歴」とは、雇入れの際又は配置替えの際の健康診断にあってはその時までの症状を、定期の健康診断にあって

は前回の健康診断以降の症状をいうこと。

- (4) 「他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の有無の検査をいうこと。
- (5) 「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」は、特別有機溶剤による皮膚の障害を評価するための検査であること。
- (6) 「血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（ γ -GTP）の検査」は、特別有機溶剤による肝・胆道系の障害を評価するための検査であること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

35. 1・4—ジオキサン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査
- (2) 作業条件の簡易な調査
- (3) 1・4—ジオキサンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、けいれん、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、けいれん、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンピクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（ γ -GTP）の検査

- ① クロロホルム他9物質（ジクロロメタンを除く。）については、有機則に基づく特殊健康診断を実施していたところであるが、ヒトに対する発がんのおそれが指摘されたことを踏まえ、特化則において特殊健康診断の実施を義務付けることとしたこと。なお、クロロホルム等有機溶剤業務（ジクロロメタンに係るものを除く。）に常時従事する労働者等に対する特殊健康診断の項目については、有機則第29条に基づく特殊健康診断と同様とすることとしたこと。
- ② クロロホルム等特定有機溶剤混合物に係る業務（ジクロロメタンに係る業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、特化則第39条の特殊健康診断と有機則第29条の特殊健康診断を、重ねて実施する必要はないこと。

ただし、当該項目についての結果の記録については、特化則及び有機則それぞれの規定に基づき作成し、保存しなければならないこと

（平成26年9月24日基発0924第6号雇発0924第7号）

トリクロロエチレン等の業務従事労働者に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

- (1) 「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ア）①）と同様であること。

四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ア）①）

「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛等に係る業務について聴取するものであること。

- (2) 「作業条件の簡易な調査」は、有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（2）ア（ア））と同様であること。

有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（2）ア（ア））

「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、有機溶剤の蒸気の発散源からの距離、保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報の収集については、当該労働

者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法があること。

また、経皮吸収されやすい化学物質については、皮膚への付着が常態化している状況や、保護具を着用していない皮膚に固体、液体又は高濃度の気体の状態で接触している状況等がある場合に過剰なばく露をしているおそれがあるため、必ず皮膚接触の有無を確認すること。

なお、「作業条件の簡易な調査」の問診票については、平成 21 年 3 月 25 日付け基安労発第 0325001 号「「ニッケル化合物」及び「砒素及びその化合物」に係る健康診断の実施に当たって留意すべき事項について」別紙「作業条件の簡易な調査における問診票（例）」（別紙）を参考にする事。

別紙

作業条件の簡易な調査における問診票（例）

最近 6 ヶ月の間の、あなたの職場や作業での化学物質ばく露に関する以下の質問にお答え下さい。

（注：ばく露とは、化学物質を吸入したり、化学物質に触れたりすること。）

- 1) 該当する化学物質について、通常の作業での平均的な使用頻度をお答え下さい。
（ 時間／日）
（ 日／週）
- 2) 作業工程や取扱量等に変更がありましたか？
・ 作業工程の変更 ⇒ 有り ・ 無し ・ わからない
・ 取扱量・使用頻度 ⇒ 増えた ・ 減った ・ 変わらない ・ わからない
- 3) 局所排気装置を作業時に使用していますか？
・ 常に使用している
・ 時々使用している
・ 設置されていない
- 4) 保護具を使用していますか？
・ 常に使用している ⇒ 保護具の種類（ ）
・ 時々使用している ⇒ 保護具の種類（ ）
・ 使用していない
- 5) 事故や修理等で、当該化学物質に大量にばく露したことがありましたか？
・ あった
・ なかった
・ わからない

※ この問診票（例）は、当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事する労働者に対して定期に実施する健康診断における例示であり、雇入れ又は配置替えの際の健康診断及び過去に当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事した労働者に対する健康診断においては、適宜必要な項目を聴取すること。

- (3) 「当該化学物質による他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の既往歴の有無の検査をいうこと。このうち「既往歴」とは、雇入れの際又は配置替えの際の健康診断にあってはその時までの症状を、定期の健康診断にあっては前回の健康診断以降の症状をいうこと。

- (4) 「他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の有無の検査をいうこと。
- (5) 「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」は、特別有機溶剤による皮膚の障害を評価するための検査であること。
- (6) 「血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（ γ -GTP）の検査」は、特別有機溶剤による肝・胆道系の障害を評価するための検査であること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

36. 1・2—ジクロロエタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査
- (2) 作業条件の簡易な調査
- (3) 1・2—ジクロロエタンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
- (6) 血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（ γ -GTP）の検査

- ① クロロホルム他9物質（ジクロロメタンを除く。）については、有機則に基づく特殊健康診断を実施していたところであるが、ヒトに対する発がんのおそれが指摘されたことを踏まえ、特化則において特殊健康診断の実施を義務付けることとしたこと。なお、クロロホルム等有機溶剤業務（ジクロロメタンに係るものを除く。）に常時従事する労働者等に対する特殊健康診断の項目については、有機則第29条に基づく特殊健康診断と同様とすることとしたこと。
- ② クロロホルム等特定有機溶剤混合物に係る業務（ジクロロメタンに係る業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、特化則第39条の特殊健康診断と有機則第29条の特殊健康診断を、重ねて実施する必要はないこと。

ただし、当該項目についての結果の記録については、特化則及び有機則それぞれの規定に基づき作成し、保存しなければならないこと

（平成26年9月24日基発0924第6号雇発0924第7号）

トリクロロエチレン等の業務従事労働者に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

- (1) 「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ア）①）と同様であること。

四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ア）①）

「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛等に係る業務について聴取するものであること。

- (2) 「作業条件の簡易な調査」は、有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（2）ア（ア））と同様であること。

有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（2）ア（ア））

「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、有機溶剤の蒸気の発散源からの距離、保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。

と。このうち、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法があること。

また、経皮吸収されやすい化学物質については、皮膚への付着が常態化している状況や、保護具を着用していない皮膚に固体、液体又は高濃度の気体の状態で接触している状況等がある場合に過剰なばく露をしているおそれがあるため、必ず皮膚接触の有無を確認すること。

なお、「作業条件の簡易な調査」の問診票については、平成 21 年 3 月 25 日付け基安労発第 0325001 号「「ニッケル化合物」及び「砒素及びその化合物」に係る健康診断の実施に当たって留意すべき事項について」別紙「作業条件の簡易な調査における問診票（例）」（別紙）を参考にすること。

別紙

作業条件の簡易な調査における問診票（例）

最近 6 ヶ月の間の、あなたの職場や作業での化学物質ばく露に関する以下の質問にお答え下さい。
（注：ばく露とは、化学物質を吸入したり、化学物質に触れたりすること。）

- 1) 該当する化学物質について、通常の作業での平均的な使用頻度をお答え下さい。

（ 時間／日）

（ 日／週）

- 2) 作業工程や取扱量等に変更がありましたか？

・作業工程の変更 ⇒ 有り ・ 無し ・ わからない

・取扱量・使用頻度 ⇒ 増えた ・ 減った ・ 変わらない ・ わからない

- 3) 局所排気装置を作業時に使用していますか？

・常に使用している

・時々使用している

・設置されていない

- 4) 保護具を使用していますか？

・常に使用している ⇒保護具の種類（ ）

・時々使用している ⇒保護具の種類（ ）

・使用していない

- 5) 事故や修理等で、当該化学物質に大量にばく露したことがありましたか？

・あった

・なかった

・わからない

※ この問診票（例）は、当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事する労働者に対して定期に実施する健康診断における例示であり、雇入れ又は配置替えの際の健康診断及び過去に当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事した労働者に対する健康診断においては、適宜必要な項目を聴取すること。

- (3) 「当該化学物質による他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の既往歴の有無の検査をいうこと。このうち「既往歴」とは、雇入れの際又は配置替えの際の健康診断にあってはその時までの症状を、定期の健康診断にあって

は前回の健康診断以降の症状をいうこと。

- (4) 「他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の有無の検査をいうこと。
- (5) 「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」は、特別有機溶剤による皮膚の障害を評価するための検査であること。
- (6) 「血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（ γ -GTP）の検査」は、特別有機溶剤による肝・胆道系の障害を評価するための検査であること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

37. 3・3′—ジクロロ—4・4′—ジアミノジフェニルメタン（MOCA）（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (3) 3・3′—ジクロロ—4・4′—ジアミノジフェニルメタンによる上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) 上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 尿中の潜血検査
- (6) 医師が必要と認める場合は、尿中の3・3′—ジクロロ—4・4′—ジアミノジフェニルメタンの量の測定、尿沈渣検鏡の検査、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査、肝機能検査又は腎機能検査（尿中の3・3′—ジクロロ—4・4′—ジアミノジフェニルメタンの量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

3・3′—ジクロロ—4・4′—ジアミノジフェニルメタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務…呼吸器系の障害（腫瘍等）、消化器系の障害、腎臓の障害

（昭和50年10月1日基発第573号）

- ① 「業務の経歴の調査」は、MOCA等を製造し、又は取り扱う業務について聴取することであること。なお、本項目は改正省令により、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限ることとしたものであること。
- ② 「作業条件の簡易な調査」は、労働者のMOCAへのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中のMOCAの濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、MOCAの蒸気等の発散源からの距離、保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中のMOCAの濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法があること。なお、本項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであり、改正省令により追加した項目であること。
- ③ 「MOCAによる腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症

状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、MOCAにより生じるこれらの症状の既往歴の有無の検査をいうこと。このうち「既往歴」とは、雇入れの際又は配置替えの際の健康診断にあつてはその時までの症状を、定期の健康診断にあつては前回の健康診断以降の症状をいうこと。

また、喫煙は尿路系腫瘍の原因の一つであることから、MOCAによる健康影響やばく露状況の評価の参考とするため、喫煙歴についても聴取することが望ましいこと。

なお、これらの症状のうち、「頻尿」及び「排尿痛」は、改正省令により追加したものであること。

- ④ 「腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、MOCAにより生じるこれらの症状の有無の検査をいうこと。

なお、これらの症状のうち、「頻尿」及び「排尿痛」は、改正省令により追加したものであること。

- ⑤ 「尿中の潜血検査」は、腎臓、尿管、膀胱等の尿路系の障害(腫瘍等)を把握するための検査であり、試験紙法によるものをさすこと。

なお、本項目は、改正省令により追加した項目であること。

- ⑥ 「尿中のMOCAの量の測定」は、医師が必要と認める場合に行う、MOCAのばく露状況を把握するための検査であること。

なお、MOCAは経皮吸収性があり、作業環境測定のみでは労働者のばく露状況の把握が不十分であることから、本項目についても、作業条件の簡易な調査、他覚症状及び自覚症状の有無の検査等の結果を踏まえて、できるだけ実施することが望ましいこと。

また、MOCAの体外への排泄速度を考慮すると、尿の採取時期は、連続する作業日のうちの最終日の作業終了時に行うことが望ましいこと。

さらに、本項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであり、改正省令により追加した項目であること。

- ⑦ 「尿沈渣検鏡の検査」及び「尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、尿路系の障害(腫瘍等)を把握するために行う検査であること。

なお、本項目は改正省令により追加した項目であること。

- ⑧ 「肝機能検査」は、肝臓の障害を把握するために行うものであり、血清グルタミクオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミクピルビクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ(γ -GTP)の検査等があること。

なお、本項目は、これまで一次健康診断の必須項目であったが、改正省令により、一次健康診断において医師が必要と認める場合に行う項目に変更されたこと。

- ⑨ 「腎機能検査」は、腎臓の障害を把握するために行うものであり、尿中蛋白量、尿中糖量、尿比重、血清クレアチニン量等の検査があること。

なお、本項目は、これまで二次健康診断において医師が必要と認める場合に行う項目であったが、改正省令により、一次健康診断において医師が必要と認める場合に行う項目に

変更したものであること。

(平成 29 年 3 月 6 日基発 0306 第 5 号)

38. 1・2—ジクロロプロパン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (3) 1・2—ジクロロプロパンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（眼の痛み、発赤、せき等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (4) 眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査（眼の痛み、発赤、せき等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (5) 血清総ビリルビン、血清グルタミクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）、ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（ γ -GTP）及びアルカリホスファターゼの検査

1, 2—ジクロロプロパンについては、ヒトに対する発がん性のおそれや肝機能障害、皮膚粘膜の刺激症状、溶血性貧血等を引き起こす可能性が指摘されたことを踏まえ、1, 2—ジクロロプロパン洗浄・払拭業務（1, 2—ジクロロプロパン及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を用いて行う業務に限る。）に常時従事する労働者等に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

- ①「業務の経歴の調査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。なお、本項目については、当該業務に常時従事する労働者以外のものは対象とならないが、当該業務に常時従事させたことがあり、かつ、現に使用している労働者のうち、過去に「業務の経歴の調査」を受けていないものに対しても、当該労働者の次の健康診断において「業務の経歴の調査」を行うことが望ましいこと。
- ②「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の1, 2—ジクロロプロパンの濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、1, 2—ジクロロプロパンの蒸気の発散源からの距離、呼吸用保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中の1, 2—ジクロロプロパンの濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等からあらかじめ聴取する方法があること。なお、本項目については、当該業務に常時従事する労働者以外のものは対象とならないが、当該業務に常時従事させたことがあり、かつ、現に使用している労働者で、過去に「作業条件の簡易な調査」を実施していないものに対しても、当該労働者の次の健康診断において「作業条件の簡易な調査」を行うことが望ましいこと。
- ③「眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、

上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、1, 2-ジクロロプロパンにより生じるこれらの症状の検査をいうこと。発赤とは、眼の発赤をいうこと。なお、「眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐等の急性の疾患に係る症状」については、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

④「血清総ビリルビン、血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ(GPT)、ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ -GTP)及びアルカリホスファターゼの検査」は、1, 2-ジクロロプロパンによる肝・胆道系の障害を評価するための検査であること。

⑤1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務(1, 2-ジクロロプロパン有機溶剤混合物を用いて行う業務に限る。)に常時従事する労働者に対し、特化則第41条の2において準用する有機則第29条の特殊健康診断と特化則第39条の特殊健康診断とを併せて行う場合には、共通の項目については重ねて実施する必要はないこと。

ただし、当該項目についての結果の記録については、特化則及び有機則それぞれの規定に基づき作成し、保存しなければならないこと。

(平成25年8月27日基発0827第6号)

39. ジクロロメタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (3) ジクロロメタンによる集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (4) 集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査（集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (5) 血清総ビリルビン、血清グルタミクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）、血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（ γ -GTP）及びアルカリホスファターゼの検査

ジクロロメタンについては、有機則に基づく特殊健康診断の対象とされていたところであるが、ヒトに対する発がんのおそれや肝機能障害、中枢神経症状等を引き起こす可能性が指摘されたことを踏まえ、健康診断項目の見直しを行い、特化則において特殊健康診断の実施を義務付けることとしたこと。

また、ジクロロメタン及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を用いて行う有機溶剤業務（③から⑤までについては、印刷機等の洗浄又は払拭の業務に限る。）に常時従事する労働者等に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

- ① 「業務の経歴の調査」及び「作業条件の簡易な調査」については、DDVP等に係る特殊健康診断の趣旨等（(ア)①及び②）と同様であること。
- ② 「ジクロロメタンによる集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、ジクロロメタンにより生じるこれらの症状の既往歴の検査をいうこと。なお、「集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状」については、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ③ 「集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、ジクロロメタンにより生じるこれらの症状の検査をいうこと。なお、「集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状」については、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ④ 「血清総ビリルビン、血清グルタミクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）、血清ガンマーグルタミルトラン

「スเปプチダーゼ(γ-GTP)及びアルカリホスファターゼの検査」は、ジクロロメタンによる肝・胆道系の障害を評価するための検査であること。

- ⑤ クロロホルム等特定有機溶剤混合物に係る業務のうちジクロロメタンに係るものに常時従事する労働者に対し、特化則第 41 条の 2 において準用する有機則第 29 条の特殊健康診断と特化則第 39 条の特殊健康診断と併せて行う場合には、共通の項目については重ねて実施する必要はないこと。

ただし、当該項目についての結果の記録については、特化則及び有機則それぞれの規定に基づき作成し、保存しなければならないこと。

(平成 26 年 9 月 24 日基発 0924 第 6 号雇発 0924 第 7 号)

40. ジメチル—2・2—ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (3) ジメチル—2・2—ジクロロビニルホスフェイトによる皮膚炎、縮腫、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束れん縮、悪心、下痢等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（皮膚炎、縮腫、流涙等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (4) 皮膚炎、縮腫、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束れん縮、悪心、下痢等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査（皮膚炎、縮腫、流涙等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (5) 血清コリンエステラーゼ活性値の測定（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

DDVPについては、ヒトに対する発がんのおそれや有機リン剤の中毒症状、皮膚障害、コリンエステラーゼ活性の低下等を引き起こす可能性が指摘されたことを踏まえ、DDVP 成形・加工・包装業務に常時従事する労働者等に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

①「業務の経歴の調査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。なお、本項目については、当該業務に常時従事する労働者以外のものは対象とならないが、当該業務に常時従事させたことがあり、かつ、現に使用している労働者のうち、過去に「業務の経歴の調査」を実施していないものに対しても、当該労働者の次回の健康診断において「業務の経歴の調査」を行うことが望ましいこと。

②「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中のDDVPの濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、DDVPの蒸気の発散源からの距離、呼吸用保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中のDDVPの濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等からあらかじめ聴取する方法があること。

なお、本項目については、当該業務に常時従事する労働者以外のものは対象とならないが、当該業務に常時従事させたことがあり、かつ、現に使用している労働者で、過去に「作業条件の簡易な調査」を実施していないものに対しても、当該労働者の次回の健康診断において「作業条件の簡易な調査」を行うことが望ましいこと。

③「DDVPによる皮膚炎、縮腫、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束れん縮、悪心、下痢等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、DDVPにより生じるこれらの症状の既往歴の有無の検査をいうこと。なお、「皮膚炎、縮腫、流涙等の急性の疾患に係る症状」については、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るも

のであること。

- ④「皮膚炎、縮腫、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束れん縮、悪心、下痢等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、DDVPにより生じるこれらの症状の検査をいうこと。

なお、「皮膚炎、縮腫、流涙等の急性の疾患に係る症状」については、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

- ⑤「血清コリンエステラーゼ活性値の測定」は、DDVPによるコリン作動性の自他覚症状に先行して評価するための検査であること。なお、「血清コリンエステラーゼ活性値の測定」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

(平成 26 年 9 月 24 日基発 0924 第 6 号雇児発 0924 第 7 号)

41. 1・1—ジメチルヒドラジン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (3) 1・1—ジメチルヒドラジンによる眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) 眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

1, 1 - ジメチルヒドラジン等を製造し、又は取り扱う業務については、眼及び上気道の刺激症状や、肝機能障害等を引き起こす可能性が指摘されたことを踏まえ、特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

- (a) 「作業条件の簡易な調査」及び「作業条件の調査」については、酸化プロピレン等に係る特殊健康診断の項目と同様であること。
- (b) 「眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、1, 1 - ジメチルヒドラジンにより生じる眼及び上気道の刺激症状の検査をいうこと。

（平成 23 年 2 月 4 日基発 0204 第 4 号）

42. 臭化メチル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

(1) 業務の経歴の調査

(2) 作業条件の簡易な調査

(3) 臭化メチルによる頭重、頭痛、めまい、流涙、鼻炎、咽喉痛、せき、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛、下痢、四肢のしびれ、視力低下、記憶力低下、発語障害、腱反射亢進、歩行困難等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査

(4) 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、四肢のしびれ、視力低下、記憶力低下、発語障害、腱反射亢進、歩行困難等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

(5) 皮膚所見の有無の検査

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

臭化メチル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務…呼吸器系の障害、中枢神経系の障害、視力の障害、皮膚の障害

（昭和50年10月1日基発第573号）

43. 重クロム酸及びその塩を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (3) 重クロム酸又はその塩によるせき、たん、胸痛、鼻腔の異常、皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) せき、たん、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔等の鼻腔の所見の有無の検査
- (6) 皮膚炎、潰瘍等の皮膚所見の有無の検査
- (7) 重クロム酸又はその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務（これらの物を鉱石から製造する事業場以外の事業場における業務を除く。）に4年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

クロム酸等を製造し、又は取り扱う業務…呼吸器系の障害(腫瘍等)、鼻腔の障害、皮膚の障害
(昭和50年10月1日基発第573号)

44. 水銀又はその無機化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査
- (2) 作業条件の簡易な調査
- (3) 水銀又はその無機化合物による頭痛、不眠、手指の振戦、乏尿、多尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) 頭痛、不眠、手指の振戦、乏尿、多尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 尿中の潜血及び蛋白の有無の検査

「口内炎等」の「等」には、疲労感、記憶力減退および皮膚炎があること。

(昭和47年1月17日基発第17号)

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

水銀又はその無機化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務…中枢神経系の障害、腎臓の障害

(昭和50年10月1日基発第573号)

45. スチレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査
- (2) 作業条件の簡易な調査
- (3) スチレンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定
- (6) 白血球数及び白血球分画の検査
- (7) 血清グルタミクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ（ γ -GTP）の検査

- ① クロロホルム他9物質（ジクロロメタンを除く。）については、有機則に基づく特殊健康診断を実施していたところであるが、ヒトに対する発がんのおそれが指摘されたことを踏まえ、特化則において特殊健康診断の実施を義務付けることとしたこと。なお、クロロホルム等有機溶剤業務（ジクロロメタンに係るものを除く。）に常時従事する労働者等に対する特殊健康診断の項目については、有機則第29条に基づく特殊健康診断と同様とすることとしたこと。
- ② クロロホルム等特定有機溶剤混合物に係る業務（ジクロロメタンに係る業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、特化則第39条の特殊健康診断と有機則第29条の特殊健康診断を、重ねて実施する必要はないこと。

ただし、当該項目についての結果の記録については、特化則及び有機則それぞれの規定に基づき作成し、保存しなければならないこと

（平成26年9月24日基発0924第6号雇発0924第7号）

トリクロロエチレン等の業務従事労働者に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

- (1) 「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（(4)ア(ア)①）と同様であること。

四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（(4)ア(ア)①）

「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛等に係る業務について聴取すること。

- (2) 「作業条件の簡易な調査」は、有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（(2)ア(ア)）と同様であること。

有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（(2)ア(ア)）

「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、有機溶剤の蒸気の発散源からの距離、保護具

の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法があること。

また、経皮吸収されやすい化学物質については、皮膚への付着が常態化している状況や、保護具を着用していない皮膚に固体、液体又は高濃度の気体の状態で接触している状況等がある場合に過剰なばく露をしているおそれがあるため、必ず皮膚接触の有無を確認すること。

なお、「作業条件の簡易な調査」の問診票については、平成21年3月25日付け基安労発第0325001号「「ニッケル化合物」及び「砒素及びその化合物」に係る健康診断の実施に当たって留意すべき事項について」別紙「作業条件の簡易な調査における問診票（例）」（別紙）を参考にすること。

作業条件の簡易な調査における問診票（例）

最近6ヶ月の間の、あなたの職場や作業での化学物質ばく露に関する以下の質問にお答え下さい。

（注：ばく露とは、化学物質を吸入したり、化学物質に触れたりすること。）

- 1) 該当する化学物質について、通常の作業での平均的な使用頻度をお答え下さい。
（ 時間／日）
（ 日／週）
- 2) 作業工程や取扱量等に変更がありましたか？
 - ・ 作業工程の変更 ⇒ 有り ・ 無し ・ わからない
 - ・ 取扱量・使用頻度 ⇒ 増えた ・ 減った ・ 変わらない ・ わからない
- 3) 局所排気装置を作業時に使用していますか？
 - ・ 常に使用している
 - ・ 時々使用している
 - ・ 設置されていない
- 4) 保護具を使用していますか？
 - ・ 常に使用している ⇒ 保護具の種類（ ）
 - ・ 時々使用している ⇒ 保護具の種類（ ）
 - ・ 使用していない
- 5) 事故や修理等で、当該化学物質に大量にばく露したことがありましたか？
 - ・ あった
 - ・ なかった
 - ・ わからない

※ この問診票（例）は、当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事する労働者に対して定期に実施する健康診断における例示であり、雇入れ又は配置替えの際の健康診断及び過去に当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事した労働者に対する健康診断においては、適宜必要な項目を聴取すること。

- (3) 「当該化学物質による他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の既往歴の有無の検査をいうこと。このうち「既往歴」とは、雇入れ

の際又は配置替えの際の健康診断にあつてはその時までの症状を、定期の健康診断にあつては前回の健康診断以降の症状をいうこと。

(4) 「他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の有無の検査をいうこと。

(5) 「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」は、特別有機溶剤による皮膚の障害を評価するための検査であること。

(6) 「血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（ γ -GTP）の検査」は、特別有機溶剤による肝・胆道系の障害を評価するための検査であること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

46. 1・1・2・2—テトラクロロエタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査
- (2) 作業条件の簡易な調査
- (3) 1・1・2・2—テトラクロロエタンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
- (6) 血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ（ γ -GTP）の検査

- ① クロロホルム他9物質（ジクロロメタンを除く。）については、有機則に基づく特殊健康診断を実施していたところであるが、ヒトに対する発がんのおそれが指摘されたことを踏まえ、特化則において特殊健康診断の実施を義務付けることとしたこと。なお、クロロホルム等有機溶剤業務（ジクロロメタンに係るものを除く。）に常時従事する労働者等に対する特殊健康診断の項目については、有機則第29条に基づく特殊健康診断と同様とすることとしたこと。
- ② クロロホルム等特定有機溶剤混合物に係る業務（ジクロロメタンに係る業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、特化則第39条の特殊健康診断と有機則第29条の特殊健康診断を、重ねて実施する必要はないこと。

ただし、当該項目についての結果の記録については、特化則及び有機則それぞれの規定に基づき作成し、保存しなければならないこと

（平成26年9月24日基発0924第6号雇発0924第7号）

トリクロロエチレン等の業務従事労働者に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

- (1) 「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ア）①）と同様であること。

四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ア）①）

「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛等に係る業務について聴取するものであること。

- (2) 「作業条件の簡易な調査」は、有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（2）ア（ア））と同様であること。

有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（2）ア（ア））

「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、有機溶剤の蒸気の発散源からの距離、保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。

こと。このうち、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法があること。

また、経皮吸収されやすい化学物質については、皮膚への付着が常態化している状況や、保護具を着用していない皮膚に固体、液体又は高濃度の気体の状態で接触している状況等がある場合に過剰なばく露をしているおそれがあるため、必ず皮膚接触の有無を確認すること。

なお、「作業条件の簡易な調査」の問診票については、平成21年3月25日付け基安労発第0325001号「「ニッケル化合物」及び「砒素及びその化合物」に係る健康診断の実施に当たって留意すべき事項について」別紙「作業条件の簡易な調査における問診票（例）」（別紙）を参考にする事。

別紙

作業条件の簡易な調査における問診票（例）

最近6ヶ月の間の、あなたの職場や作業での化学物質ばく露に関する以下の質問にお答え下さい。
（注：ばく露とは、化学物質を吸入したり、化学物質に触れたりすること。）

- 1) 該当する化学物質について、通常の作業での平均的な使用頻度をお答え下さい。
（ 時間／日）
（ 日／週）
- 2) 作業工程や取扱量等に変更がありましたか？
 - ・ 作業工程の変更 ⇒ 有り ・ 無し ・ わからない
 - ・ 取扱量・使用頻度 ⇒ 増えた ・ 減った ・ 変わらない ・ わからない
- 3) 局所排気装置を作業時に使用していますか？
 - ・ 常に使用している
 - ・ 時々使用している
 - ・ 設置されていない
- 4) 保護具を使用していますか？
 - ・ 常に使用している ⇒ 保護具の種類（ ）
 - ・ 時々使用している ⇒ 保護具の種類（ ）
 - ・ 使用していない
- 5) 事故や修理等で、当該化学物質に大量にばく露したことがありましたか？
 - ・ あった
 - ・ なかった
 - ・ わからない

※ この問診票（例）は、当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事する労働者に対して定期に実施する健康診断における例示であり、雇入れ又は配置替えの際の健康診断及び過去に当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事した労働者に対する健康診断においては、適宜必要な項目を聴取すること。

- (3) 「当該化学物質による他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の既往歴の有無の検査をいうこと。このうち「既往歴」とは、雇入れの際又は配置替えの際の健康診断にあってはその時までの症状を、定期の健康診断にあ

っては前回の健康診断以降の症状をいうこと。

- (4) 「他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の有無の検査をいうこと。
- (5) 「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」は、特別有機溶剤による皮膚の障害を評価するための検査であること。
- (6) 「血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（ γ -GTP）の検査」は、特別有機溶剤による肝・胆道系の障害を評価するための検査であること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

47. テトラクロロエチレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査
- (2) 作業条件の簡易な調査
- (3) テトラクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振顫、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振顫、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
- (6) 尿中のトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定
- (7) 血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ（ γ -GTP）の検査
- (8) 尿中の潜血検査

- ① クロロホルム他9物質（ジクロロメタンを除く。）については、有機則に基づく特殊健康診断を実施していたところであるが、ヒトに対する発がんのおそれが指摘されたことを踏まえ、特化則において特殊健康診断の実施を義務付けることとしたこと。なお、クロロホルム等有機溶剤業務（ジクロロメタンに係るものを除く。）に常時従事する労働者等に対する特殊健康診断の項目については、有機則第29条に基づく特殊健康診断と同様とすることとしたこと。
- ② クロロホルム等特定有機溶剤混合物に係る業務（ジクロロメタンに係る業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、特化則第39条の特殊健康診断と有機則第29条の特殊健康診断を、重ねて実施する必要はないこと。

ただし、当該項目についての結果の記録については、特化則及び有機則それぞれの規定に基づき作成し、保存しなければならないこと

（平成26年9月24日基発0924第6号雇児発0924第7号）

トリクロロエチレン等の業務従事労働者に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

- (1) 「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ア）①）と同様であること。

四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ア）①）

「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛等に係る業務について聴取するものであること。

- (2) 「作業条件の簡易な調査」は、有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（2）ア（ア））と同様であること。

有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（2）ア（ア））

「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握する

ため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、有機溶剤の蒸気の発散源からの距離、保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法があること。

また、経皮吸収されやすい化学物質については、皮膚への付着が常態化している状況や、保護具を着用していない皮膚に固体、液体又は高濃度の気体の状態で接触している状況等がある場合に過剰なばく露をしているおそれがあるため、必ず皮膚接触の有無を確認すること。

なお、「作業条件の簡易な調査」の問診票については、平成 21 年 3 月 25 日付け基安労発第 0325001 号「「ニッケル化合物」及び「砒素及びその化合物」に係る健康診断の実施に当たって留意すべき事項について」別紙「作業条件の簡易な調査における問診票（例）」（別紙）を参考にする事。

別紙

作業条件の簡易な調査における問診票（例）

最近 6 ヶ月の間の、あなたの職場や作業での化学物質ばく露に関する以下の質問にお答え下さい。

（注：ばく露とは、化学物質を吸入したり、化学物質に触れたりすること。）

- 1) 該当する化学物質について、通常の作業での平均的な使用頻度をお答え下さい。
（ 時間／日）
（ 日／週）
- 2) 作業工程や取扱量等に変更がありましたか？
 - ・ 作業工程の変更 ⇒ 有り ・ 無し ・ わからない
 - ・ 取扱量・使用頻度 ⇒ 増えた ・ 減った ・ 変わらない ・ わからない
- 3) 局所排気装置を作業時に使用していますか？
 - ・ 常に使用している
 - ・ 時々使用している
 - ・ 設置されていない
- 4) 保護具を使用していますか？
 - ・ 常に使用している ⇒ 保護具の種類（ ）
 - ・ 時々使用している ⇒ 保護具の種類（ ）
 - ・ 使用していない
- 5) 事故や修理等で、当該化学物質に大量にばく露したことがありましたか？
 - ・ あった
 - ・ なかった
 - ・ わからない

※ この問診票（例）は、当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事する労働者に対して定期に実施する健康診断における例示であり、雇入れ又は配置替えの際の健康診断及び過去に当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事した労働者に対する健康診断においては、適宜必要な項目を聴取すること。

- (3) 「当該化学物質による他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の既往歴の有無の検査をいうこと。このうち「既往歴」とは、雇入れの際又は配置替えの際の健康診断にあつてはその時までの症状を、定期の健康診断にあつては前回の健康診断以降の症状をいうこと。
- (4) 「他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の有無の検査をいうこと。
- (5) 「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」は、特別有機溶剤による皮膚の障害を評価するための検査であること。
- (6) 「血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（ γ -GTP）の検査」は、特別有機溶剤による肝・胆道系の障害を評価するための検査であること。
- (7) 「尿中のトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定」は、テトラクロロエチレン又はトリクロロエチレンによるばく露状況を評価するための検査であること。
- (8) 「尿中の潜血検査」は、腎臓、尿管、膀胱等の尿路系の障害（腫瘍等）等を把握するための検査であり、試験紙法によるものをさすこと。
- (9) 「腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、尿路系腫瘍を把握するための検査であること。また、画像検査には、腹部の超音波による検査や尿路造影検査のほか、造影剤を用いないエックス線撮影による検査等があり、さらに、尿路造影検査の撮影方法としては、エックス線直接撮影やコンピュータ断層撮影（CT）があること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

48. トリクロロエチレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査
- (2) 作業条件の簡易な調査
- (3) トリクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振顫、知覚異常、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振顫、知覚異常、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
- (6) 尿中のトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定
- (7) 血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（ γ -GTP）の検査
- (8) 医師が必要と認める場合は、尿中の潜血検査又は腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査

- ① クロロホルム他9物質（ジクロロメタンを除く。）については、有機則に基づく特殊健康診断を実施していたところであるが、ヒトに対する発がんのおそれが指摘されたことを踏まえ、特化則において特殊健康診断の実施を義務付けることとしたこと。なお、クロロホルム等有機溶剤業務（ジクロロメタンに係るものを除く。）に常時従事する労働者等に対する特殊健康診断の項目については、有機則第29条に基づく特殊健康診断と同様とすることとしたこと。
- ② クロロホルム等特定有機溶剤混合物に係る業務（ジクロロメタンに係る業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、特化則第39条の特殊健康診断と有機則第29条の特殊健康診断を、重ねて実施する必要はないこと。
- ただし、当該項目についての結果の記録については、特化則及び有機則それぞれの規定に基づき作成し、保存しなければならないこと
- （平成26年9月24日基発0924第6号雇児発0924第7号）

トリクロロエチレン等の業務従事労働者に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

- (1) 「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ア）①）と同様であること。

四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ア）①）

「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛等に係る業務について聴取するものであること。

- (2) 「作業条件の簡易な調査」は、有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（2）ア（ア））と同様であること。

有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等 ((2) ア (ア))

「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、有機溶剤の蒸気の発散源からの距離、保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法があること。

また、経皮吸収されやすい化学物質については、皮膚への付着が常態化している状況や、保護具を着用していない皮膚に固体、液体又は高濃度の気体の状態で接触している状況等がある場合に過剰なばく露をしているおそれがあるため、必ず皮膚接触の有無を確認すること。

なお、「作業条件の簡易な調査」の問診票については、平成 21 年 3 月 25 日付け基安労発第 0325001 号「「ニッケル化合物」及び「砒素及びその化合物」に係る健康診断の実施に当たって留意すべき事項について」別紙「作業条件の簡易な調査における問診票 (例)」(別紙)を参考にする事。

別紙

作業条件の簡易な調査における問診票 (例)

最近 6 ヶ月の間の、あなたの職場や作業での化学物質ばく露に関する以下の質問にお答え下さい。

(注：ばく露とは、化学物質を吸入したり、化学物質に触れたりすること。)

- 1) 該当する化学物質について、通常の作業での平均的な使用頻度をお答え下さい。
(時間/日)
(日/週)
- 2) 作業工程や取扱量等に変更がありましたか？
 - ・ 作業工程の変更 ⇒ 有り ・ 無し ・ わからない
 - ・ 取扱量・使用頻度 ⇒ 増えた ・ 減った ・ 変わらない ・ わからない
- 3) 局所排気装置を作業時に使用していますか？
 - ・ 常に使用している
 - ・ 時々使用している
 - ・ 設置されていない
- 4) 保護具を使用していますか？
 - ・ 常に使用している ⇒ 保護具の種類 ()
 - ・ 時々使用している ⇒ 保護具の種類 ()
 - ・ 使用していない
- 5) 事故や修理等で、当該化学物質に大量にばく露したことがありましたか？
 - ・ あった
 - ・ なかった
 - ・ わからない

※ この問診票 (例) は、当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事する労働者に対して定期に実施する

健康診断における例示であり、雇入れ又は配置替えの際の健康診断及び過去に当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事した労働者に対する健康診断においては、適宜必要な項目を聴取すること。

- (3) 「当該化学物質による他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の既往歴の有無の検査をいうこと。このうち「既往歴」とは、雇入れの際又は配置替えの際の健康診断にあつてはその時までの症状を、定期の健康診断にあつては前回の健康診断以降の症状をいうこと。
- (4) 「他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の有無の検査をいうこと。
- (5) 「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」は、特別有機溶剤による皮膚の障害を評価するための検査であること。
- (6) 「血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（ γ -GTP）の検査」は、特別有機溶剤による肝・胆道系の障害を評価するための検査であること。
- (7) 「尿中のトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定」は、テトラクロロエチレン又はトリクロロエチレンによるばく露状況を評価するための検査であること。
- (8) 「尿中の潜血検査」は、腎臓、尿管、膀胱等の尿路系の障害（腫瘍等）等を把握するための検査であり、試験紙法によるものをさすこと。
- (9) 「腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、尿路系腫瘍を把握するための検査であること。また、画像検査には、腹部の超音波による検査や尿路造影検査のほか、造影剤を用いないエックス線撮影による検査等があり、さらに、尿路造影検査の撮影方法としては、エックス線直接撮影やコンピュータ断層撮影（CT）があること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

49. トリレンジイソシアネート（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）
を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査
- (2) 作業条件の簡易な調査
- (3) トリレンジイソシアネートによる頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部異和感、せき、たん、胸部圧迫感、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠感、眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘息等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) 頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部異和感、せき、たん、胸部圧迫感、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠感、眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘息等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

トリレンジイソシアネート（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務…呼吸器系の障害、眼及び視力の障害、粘膜及び皮膚の障害

（昭和50年10月1日基発第573号）

50. ナフタレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (3) ナフタレンによる眼の痛み、流涙、眼のかすみ、羞明、視力低下、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐、皮膚の刺激等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（眼の痛み、流涙、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐、皮膚の刺激等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (4) 眼の痛み、流涙、眼のかすみ、羞明、視力低下、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査（眼の痛み、流涙、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (5) 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (6) 尿中の潜血検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

ナフタレンについては、ヒトに対する発がんのおそれや頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐の症状、溶血性貧血、ヘモグロビン尿、眼及び呼吸器系の刺激、眼毒性（白内障、視神経、レンズの混濁、網膜変性）を引き起こす可能性が指摘されたことを踏まえ、ナフタレン等の業務従事労働者及び配置転換後労働者に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

- ①「業務の経歴の調査」は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。なお、この項目については、業務従事労働者以外のものは対象とならない。

ただし、配置転換後労働者が改正省令の施行日以降に初めて受ける健康診断が、法第66条第2項後段に規定する配置転換後健康診断に当たる場合には、当該健康診断の際に「業務の経歴の調査」を行うことが望ましいこと。

- ②「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中のナフタレンの濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、ナフタレンの蒸気の発散源からの距離、呼吸用保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中のナフタレンの濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等からあらかじめ聴取する方法があること。なお、この項目については、業務従事労働者以外のものは対象とならないが、配置転換後労働者への取扱いについては、上記①と同様であること。

- ③「ナフタレンによる眼の痛み、流涙、眼のかすみ、羞明、視力低下、せき、たん、咽

頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐、皮膚の刺激等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、ナフタレンにより生じるこれらの症状の既往歴の有無の検査をいうこと。

「羞明」とは、まぶしさをいうこと。なお、「眼の痛み、流涙、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐、皮膚の刺激等の急性の疾患に係る症状」については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

- ④「眼の痛み、流涙、眼のかすみ、羞明、視力低下、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、ナフタレンにより生じるこれらの症状の有無の検査をいうこと。なお、「眼の痛み、流涙、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐等の急性の疾患に係る症状」については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ⑤「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ⑥「尿中の潜血検査」は、腎臓、尿管、膀胱等の尿路系の異常を評価するための検査であること。なお、この項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

(平成 27 年 9 月 30 日基発 0930 第 9 号)

51. ニッケル化合物（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (3) ニッケル化合物による皮膚、気道等に係る他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) 皮膚、気道等に係る他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査

ニッケル化合物は、肺がん及び鼻腔がんの発がん性、鼻炎、副鼻腔炎、鼻中隔穿孔、鼻粘膜異形成等の耳鼻科的疾患、アレルギー性皮膚炎、喘息等を引き起こす感作性、腎毒性等の報告があり、特殊健康診断の項目の趣旨等については次のとおりであること。

- ① 「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中のニッケル化合物の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、ニッケル化合物のガス、蒸気、粉じん等の発生源からの距離、呼吸用保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等からあらかじめ聴取する方法があること。
- ② 「皮膚、気道等に係る他覚症状又は自覚症状」は、ニッケル化合物により生じる皮膚のかゆみ、湿疹、喘鳴等の症状をいうこと。
- ③ 「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」は、ニッケル化合物により生じる皮膚症状を考慮したものであり、主に視診により検査するものであること。

（平成20年11月26日基発第1126001号）

52. ニッケルカルボニル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (3) ニッケルカルボニルによる頭痛、めまい、悪心、嘔吐、せき、胸痛、呼吸困難、皮膚掻痒感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) 頭痛、めまい、悪心、嘔吐、せき、胸痛、呼吸困難、皮膚掻痒感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 胸部のエックス線直接撮影による検査

「鼻粘膜の異常等」の「等」には、頭重および不眠があること。

（昭和47年1月17日基発第17号）

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

ニッケルカルボニル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務…中枢神経系の障害、呼吸器系の障害

（昭和50年10月1日基発第573号）

53. ニトログリコール（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査
- (2) 作業条件の簡易な調査
- (3) ニトログリコールによる頭痛、胸部異和感、心臓症状、四肢末端のしびれ感、冷感、神経痛、脱力感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) 頭重、頭痛、肩こり、胸部異和感、心臓症状、四肢末端のしびれ感、冷感、神経痛、脱力感、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 血圧の測定
- (6) 赤血球数等の赤血球系の血液検査

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

ニトログリコール（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務…中枢及び末梢神経系の障害、心血管系の障害、血液系の障害

（昭和50年10月1日基発第573号）

54. パラージメチルアミノアゾベンゼン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (3) パラージメチルアミノアゾベンゼンによるせき、咽頭痛、喘鳴、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) せき、咽頭痛、喘鳴、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (6) 尿中の潜血検査
- (7) 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検鏡の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

パラージメチルアミノアゾベンゼン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務…泌尿器系の障害（炎症、腫瘍）

（昭和50年10月1日基発第573号）

- ① 「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ア）①）と同様であること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ア）①）

「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛等に係る業務について聴取するものであること。

- ② 「作業条件の簡易な調査」は、有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（2）ア（ア））と同様であること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

ただし、配置転換後労働者であって、過去に「作業条件の簡易な調査」を実施していない労働者に対しても、当該労働者の次回の健康診断において、従事していた特化別表3及び別表4に掲げる化学物質を製造し、又は取り扱う業務等に係る「作業条件の簡易な

調査」を行うことが望ましいこと。

有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（2）ア（ア））

「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、有機溶剤の蒸気の発散源からの距離、保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法があること。

また、経皮吸収されやすい化学物質については、皮膚への付着が常態化している状況や、保護具を着用していない皮膚に固体、液体又は高濃度の気体の状態で接触している状況等がある場合に過剰なばく露をしているおそれがあるため、必ず皮膚接触の有無を確認すること。

なお、「作業条件の簡易な調査」の問診票については、平成21年3月25日付け基安労発第0325001号「「ニッケル化合物」及び「砒素及びその化合物」に係る健康診断の実施に当たって留意すべき事項について」別紙「作業条件の簡易な調査における問診票（例）」（別紙）を参考にすること。

別紙

作業条件の簡易な調査における問診票（例）

最近6ヶ月の間の、あなたの職場や作業での化学物質ばく露に関する以下の質問にお答え下さい。

（注：ばく露とは、化学物質を吸入したり、化学物質に触れたりすること。）

- 1) 該当する化学物質について、通常の作業での平均的な使用頻度をお答え下さい。
（ 時間／日）
（ 日／週）
- 2) 作業工程や取扱量等に変更がありましたか？
 - ・作業工程の変更 ⇒ 有り ・ 無し ・ わからない
 - ・取扱量・使用頻度 ⇒ 増えた ・ 減った ・ 変わらない ・ わからない
- 3) 局所排気装置を作業時に使用していますか？
 - ・常に使用している
 - ・時々使用している
 - ・設置されていない
- 4) 保護具を使用していますか？
 - ・常に使用している ⇒保護具の種類（ ）
 - ・時々使用している ⇒保護具の種類（ ）
 - ・使用していない
- 5) 事故や修理等で、当該化学物質に大量にばく露したことがありましたか？
 - ・あった
 - ・なかった

・わからない

※ この問診票（例）は、当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事する労働者に対して定期に実施する

健康診断における例示であり、雇入れ又は配置替えの際の健康診断及び過去に当該物質の製造又は取扱

い業務に常時従事した労働者に対する健康診断においては、適宜必要な項目を聴取すること。

③ 「当該化学物質による他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の既往歴の有無の検査をいうこと。

このうち「既往歴」とは、雇入れの際又は配置替えの際の健康診断にあつてはその時までの症状を、定期の健康診断にあつては前回の健康診断以降の症状をいうこと。

④ 「他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の有無の検査をいうこと。

⑤ 「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

⑥ 「尿中の潜血検査」は、腎臓、尿管、膀胱等の尿路系の障害（腫瘍等）等を把握するための検査であり、試験紙法によるものをさすこと。

⑦ 「尿沈渣検鏡の検査」及び「尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、尿路系の障害（腫瘍等）を把握するために行う検査であること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

55. パラニトロクロルベンゼン（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）
を製造し、又は取り扱う業務

(1) 業務の経歴の調査

(2) 作業条件の簡易な調査

(3) パラニトロクロルベンゼンによる頭重、頭痛、めまい、倦怠感、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、貧血、心悸亢進、尿の着色等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査

(4) 頭重、頭痛、めまい、倦怠感、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、貧血、心悸亢進、尿の着色等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

パラニトロクロルベンゼン（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務…中枢神経系の障害、血管系の障害、血液系の障害

（昭和50年10月1日基発第573号）

56. 砒素又はその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (3) 砒素又はその化合物による鼻粘膜の異常、呼吸器症状、口内炎、下痢、便秘、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) せき、たん、食欲不振、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔等の鼻腔の所見の有無の検査
- (6) 皮膚炎、色素沈着、色素脱失、角化等の皮膚所見の有無の検査
- (7) 無機砒素化合物（アルシン及び砒ひ化ガリウムを除く。）を製造する工程において粉碎をし、三酸化砒素を製造する工程において焙焼若しくは精製を行い、又は砒素をその重量の3%を超えて含有する鉱石をポット法若しくはグリナワルド法により製錬する業務に5年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

三酸化砒素（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務…呼吸器系の障害（腫瘍等）、消化器系の障害、血液系の障害、皮膚及び粘膜の障害

（昭和50年10月1日基発第573号）

砒素及びその化合物については、その代謝経路を考慮すると慢性毒性は三酸化砒素と同様と考えてよいため、砒素等に係る特殊健康診断の項目については、原則として改正省令による改正前の特化則における三酸化砒素等に係る特殊健康診断の項目と同様としつつ、一部の項目については見直しを行い、定めたものであること。その趣旨等は次のとおりであること。

- ① 「作業条件の簡易な調査」及び「作業条件の調査」については、ニッケル化合物等に係る特殊健康診断の項目と同様であること。

（平成20年11月26日基発第1126001号）

57. 弗化水素（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査
- (2) 作業条件の簡易な調査
- (3) 弗化水素による呼吸器症状、**眼の症状等**の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) 眼、鼻又は口腔の粘膜の炎症、歯牙の変色等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) **皮膚炎等**の皮膚所見の有無の検査

「**眼症状等**」の「**等**」には、皮膚症状があること。

「**斑状歯等**」の「**等**」には、せき、たんなどの呼吸器症状、食欲不振、悪心、嘔吐、便秘などの消化器症状、および体重減少があること。

「**皮膚炎等**」の「**等**」には、壊死性潰瘍があること。

(昭和47年1月17日基発第17号)

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

弗化水素（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務…呼吸器系の障害、眼の障害、粘膜及び皮膚の障害

(昭和50年10月1日基発第573号)

58. ベータプロピオラクトン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (3) ベータプロピオラクトンによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 露出部分の皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
- (6) 胸部のエックス線直接撮影による検査

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

ベータプロピオラクトン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務…呼吸器系の障害、皮膚の障害

（昭和50年10月1日基発第573号）

59. ベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (3) ベンゼンによる頭重、頭痛、めまい、心悸亢進、倦怠感、四肢のしびれ、食欲不振、出血傾向等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) 頭重、頭痛、めまい、心悸亢進、倦怠感、四肢のしびれ、食欲不振等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 赤血球数等の赤血球系の血液検査
- (6) 白血球数の検査

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

ベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務…中枢及び末梢神経系の障害、造血系の障害

(昭和50年10月1日基発第573号)

60. ペンタクロルフエノール（別名PCP）又はそのナトリウム塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査
- (2) 作業条件の簡易な調査
- (3) ペンタクロルフエノール又はそのナトリウム塩によるせき、たん、咽頭痛、のどのいらいら、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、食欲不振等の胃腸症状、甘味嗜好、多汗、発熱、心悸亢進、眼の痛み、**皮膚搔痒感等**の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) せき、たん、咽頭痛、のどのいらいら、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、食欲不振等の胃腸症状、甘味嗜好、多汗、眼の痛み、**皮膚搔痒感等**の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) **皮膚炎等**の皮膚所見の有無の検査
- (6) 血圧の測定
- (7) 尿中の糖の有無の検査

「**皮膚搔痒感等**」の「等」には、肝障害による症状、眼脂、皮膚炎、尋常性挫瘡および心悸亢進があること。

「**皮膚炎等**」の「等」には、クロルアクネ、色素沈着、毛孔角化、および爪の変色または変形があること。

（昭和47年1月17日基発第17号）

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

ペンタクロルフエノール（別名PCP）又はそのナトリウム塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務…呼吸器系の障害、消化器系の障害、神経系の障害、皮膚及び粘膜の障害

（昭和50年10月1日基発第573号）

61. マゼンタ（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (3) マゼンタによる血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 尿中の潜血検査
- (6) 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検鏡の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

マゼンタ（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務…泌尿器系の障害（炎症、腫瘍）

（昭和50年10月1日基発第573号）

- ① 「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ア）①）と同様であること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ア）①）

「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛等に係る業務について聴取するものであること。

- ② 「作業条件の簡易な調査」は、有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（2）ア（ア））と同様であること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

ただし、配置転換後労働者であって、過去に「作業条件の簡易な調査」を実施していない労働者に対しても、当該労働者の次回の健康診断において、従事していた特化則別表3及び別表4に掲げる化学物質を製造し、又は取り扱う業務等に係る「作業条件の簡易な調査」を行うことが望ましいこと。

有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（2）ア（ア））

「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の有機溶剤の濃度に関

する情報、作業時間、ばく露の頻度、有機溶剤の蒸気の発散源からの距離、保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法があること。

また、経皮吸収されやすい化学物質については、皮膚への付着が常態化している状況や、保護具を着用していない皮膚に固体、液体又は高濃度の気体の状態で接触している状況等がある場合に過剰なばく露をしているおそれがあるため、必ず皮膚接触の有無を確認すること。

なお、「作業条件の簡易な調査」の問診票については、平成21年3月25日付け基安労発第0325001号「「ニッケル化合物」及び「砒素及びその化合物」に係る健康診断の実施に当たって留意すべき事項について」別紙「作業条件の簡易な調査における問診票（例）」（別紙）を参考にすること。

別紙

作業条件の簡易な調査における問診票（例）

最近6ヶ月の間の、あなたの職場や作業での化学物質ばく露に関する以下の質問にお答え下さい。

（注：ばく露とは、化学物質を吸入したり、化学物質に触れたりすること。）

1) 該当する化学物質について、通常の作業での平均的な使用頻度をお答え下さい。

（ 時間／日）

（ 日／週）

2) 作業工程や取扱量等に変更がありましたか？

・作業工程の変更 ⇒ 有り ・ 無し ・ わからない

・取扱量・使用頻度 ⇒ 増えた ・ 減った ・ 変わらない ・ わからない

3) 局所排気装置を作業時に使用していますか？

・常に使用している

・時々使用している

・設置されていない

4) 保護具を使用していますか？

・常に使用している ⇒ 保護具の種類（ ）

・時々使用している ⇒ 保護具の種類（ ）

・使用していない

5) 事故や修理等で、当該化学物質に大量にばく露したことがありますか？

・あった

・なかった

・わからない

※ この問診票（例）は、当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事する労働者に対して定期に実施する

健康診断における例示であり、雇入れ又は配置替えの際の健康診断及び過去に当該物質の製造又

は取扱

い業務に常時従事した労働者に対する健康診断においては、適宜必要な項目を聴取すること。

- ③「当該化学物質による他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の既往歴の有無の検査をいうこと。
このうち「既往歴」とは、雇入れの際又は配置替えの際の健康診断にあってはその時までの症状を、定期の健康診断にあっては前回の健康診断以降の症状をいうこと。
- ④「他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の有無の検査をいうこと。
- ~~⑤「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。~~
- ⑥「尿中の潜血検査」は、腎臓、尿管、膀胱等の尿路系の障害（腫瘍等）等を把握するための検査であり、試験紙法によるものをさすこと。
- ⑦「尿沈渣検鏡の検査」及び「尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、尿路系の障害（腫瘍等）を把握するために行う検査であること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

62. マンガン又はその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査
- (2) 作業条件の簡易な調査
- (3) マンガン又はその化合物によるせき、たん、仮面様顔貌、膏顔、流涎、発汗異常、手指の振戦、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、**発語異常等**のパーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査
- (4) せき、たん、仮面様顔貌、膏顔、流涎、発汗異常、手指の振戦、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、**発語異常等**のパーキンソン症候群様症状の有無の検査
- (5) 握力の測定

「**発語異常等**」の「**等**」には、瘁笑、瘁泣、睡眠障害、記憶障害、および性欲減退があること。
(昭和47年1月17日基発第17号)

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

マンガン又はその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務…呼吸器系の障害、中枢神経系の障害（パーキンソン症候群様）

(昭和50年10月1日基発第573号)

63. メチルイソブチルケトン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査
- (2) 作業条件の簡易な調査
- (3) メチルイソブチルケトンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 医師が必要と認める場合は、尿中のメチルイソブチルケトンの量の測定

- ① クロロホルム他9物質（ジクロロメタンを除く。）については、有機則に基づく特殊健康診断を実施していたところであるが、ヒトに対する発がんのおそれが指摘されたことを踏まえ、特化則において特殊健康診断の実施を義務付けることとしたこと。なお、クロロホルム等有機溶剤業務（ジクロロメタンに係るものを除く。）に常時従事する労働者等に対する特殊健康診断の項目については、有機則第29条に基づく特殊健康診断と同様とすることとしたこと。
- ② クロロホルム等特定有機溶剤混合物に係る業務（ジクロロメタンに係る業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、特化則第39条の特殊健康診断と有機則第29条の特殊健康診断を、重ねて実施する必要はないこと。

ただし、当該項目についての結果の記録については、特化則及び有機則それぞれの規定に基づき作成し、保存しなければならないこと

（平成26年9月24日基発0924第6号雇発0924第7号）

- (1) 「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（(4)ア(ア)①）と同様であること。

四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（(4)ア(ア)①）

「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛等に係る業務について聴取するものであること。

- (2) 「作業条件の簡易な調査」は、有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（(2)ア(ア)）と同様であること。

有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（(2)ア(ア)）

「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、有機溶剤の蒸気の発散源からの距離、保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法があること。

また、経皮吸収されやすい化学物質については、皮膚への付着が常態化している状況や、保護具を着用していない皮膚に固体、液体又は高濃度の気体の状態で接触し

ている状況等がある場合に過剰なばく露をしているおそれがあるため、必ず皮膚接触の有無を確認すること。

なお、「作業条件の簡易な調査」の問診票については、平成21年3月25日付け基安労発第0325001号「「ニッケル化合物」及び「砒素及びその化合物」に係る健康診断の実施に当たって留意すべき事項について」別紙「作業条件の簡易な調査における問診票（例）」（別紙）を参考にすること。

作業条件の簡易な調査における問診票（例）

最近6ヶ月の間の、あなたの職場や作業での化学物質ばく露に関する以下の質問にお答え下さい。

（注：ばく露とは、化学物質を吸入したり、化学物質に触れたりすること。）

- 1) 該当する化学物質について、通常の作業での平均的な使用頻度をお答え下さい。
（ 時間／日）
（ 日／週）
- 2) 作業工程や取扱量等に変更がありましたか？
 - ・ 作業工程の変更 ⇒ 有り ・ 無し ・ わからない
 - ・ 取扱量・使用頻度 ⇒ 増えた ・ 減った ・ 変わらない ・ わからない
- 3) 局所排気装置を作業時に使用していますか？
 - ・ 常に使用している
 - ・ 時々使用している
 - ・ 設置されていない
- 4) 保護具を使用していますか？
 - ・ 常に使用している ⇒ 保護具の種類（ ）
 - ・ 時々使用している ⇒ 保護具の種類（ ）
 - ・ 使用していない
- 5) 事故や修理等で、当該化学物質に大量にばく露したことがありましたか？
 - ・ あった
 - ・ なかった
 - ・ わからない

※ この問診票（例）は、当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事する労働者に対して定期に実施する健康診断における例示であり、雇入れ又は配置替えの際の健康診断及び過去に当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事した労働者に対する健康診断においては、適宜必要な項目を聴取すること。

- (3) 「当該化学物質による他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の既往歴の有無の検査をいうこと。このうち「既往歴」とは、雇入れの際又は配置替えの際の健康診断にあってはその時までの症状を、定期の健康診断にあっては前回の健康診断以降の症状をいうこと。
- (4) 「他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の有無の検査をいうこと。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

64. 沃化メチル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

(1) 業務の経歴の調査

(2) 作業条件の簡易な調査

(3) 沃化メチルによる頭重、めまい、眠気、悪心、嘔吐、倦怠感、目のかすみ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査

(4) 頭重、めまい、眠気、悪心、嘔吐、倦怠感、目のかすみ等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

(5) 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

沃化メチル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務…中枢神経系の障害、皮膚の障害

（昭和50年10月1日基発第573号）

**65. 溶接ヒューム（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は
取り扱う業務**

(1) 業務の経歴の調査

(2) 作業条件の簡易な調査

(3) 溶接ヒュームによるせき、たん、仮面様顔貌、膏顔、流涎、発汗異常、手指の振顫、書字拙劣、
歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査

(4) せき、たん、仮面様顔貌、膏顔、流涎、発汗異常、手指の振顫、書字拙劣、歩行障害、不随意
性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査

(5) 握力の測定

66. リフラクトリーセラミックファイバー（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (2) 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (3) 喫煙歴及び喫煙習慣の状況に係る調査
- (4) リフラクトリーセラミックファイバーによるせき、たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音の異常、眼の痛み、皮膚の刺激等についての他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（眼の痛み、皮膚の刺激等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (5) せき、たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音の異常、眼の痛み等についての他覚症状又は自覚症状の有無の検査（眼の痛み等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (6) 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
- (7) 胸部のエックス線直接撮影による検査

リフラクトリーセラミックファイバーについては、ヒトに対する発がんのおそれや眼の損傷並びに皮膚炎等の刺激症状を引き起こす可能性が指摘されたことを踏まえ、リフラクトリーセラミックファイバー等の業務従事労働者及び配置転換後労働者に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

- ① 「業務の経歴の調査」及び「作業条件の簡易な調査」については、ナフタレン等に係る特殊健康診断の趣旨等（(ア)①及び②）と同様であること。

ナフタレン等に係る特殊健康診断の趣旨等（(ア)①及び②）

「業務の経歴の調査」は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。なお、この項目については、業務従事労働者以外のものは対象とならない。

ただし、配置転換後労働者が改正省令の施行日以降に初めて受ける健康診断が、法第66条第2項後段に規定する配置転換後健康診断に当たる場合には、当該健康診断の際に「業務の経歴の調査」を行うことが望ましいこと。

- ② 「喫煙歴及び喫煙習慣の状況に係る調査」は、喫煙が肺疾患を進展させる要因となり得ることから行うものであること。
- ③ 「リフラクトリーセラミックファイバーによるせき、たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音の異常、眼の痛み、皮膚の刺激等についての他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、リフラクトリーセラミックファイバーにより生じるこれらの症状の既往歴の有無の検査をいうこと。なお、「眼の痛み、皮膚の刺激等の急性の疾患に係る症状」については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

- ④ 「せき、たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音の異常、眼の痛み等についての他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、リフラクトリーセラミックファイバーにより生じるこれらの症状の有無の検査をいうこと。なお、「眼の痛み等の急性の疾患に係る症状」については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ⑤ 「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ⑥ 「胸部のエックス線直接撮影による検査」については、肺がん等を評価するための検査であること。

(平成 27 年 9 月 30 日基発 0930 第 9 号)

67. 硫化水素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査
- (2) 作業条件の簡易な調査
- (3) 硫化水素による呼吸器症状、**眼の症状等**の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) 頭痛、不眠、易疲労感、めまい、易興奮性、悪心、せき、上気道刺激症状、胃腸症状、結膜及び角膜の異常、**歯牙の変化等**の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

「**眼症状等**」の「**等**」には、神経精神症状、頭痛、不眠、易疲労性、易興奮性およびめまいがあること。

「**歯牙の変化等**」の「**等**」には、皮膚炎があること。

（昭和47年1月17日基発第17号）

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

硫化水素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務…呼吸器系の障害、中枢神経系の障害、粘膜の障害

（昭和50年10月1日基発第573号）

68. 硫酸ジメチル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

- (1) 業務の経歴の調査
- (2) 作業条件の簡易な調査
- (3) 硫酸ジメチルによる呼吸器症状、眼の症状、**皮膚症状等**の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) せき、たん、嘔声、流涙、結膜及び角膜の異常、脱力感、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
- (6) 尿中の蛋白の有無の検査

「**皮膚症状等**」の「**等**」には、肝機能障害による症状および腎機能障害による症状があること。
(昭和47年1月17日基発第17号)

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

硫酸ジメチル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務…呼吸器系の障害、眼の障害、皮膚及び粘膜の障害

(昭和50年10月1日基発第573号)

69. 4—アミノジフェニル及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を試験研究のために製造し、又は使用する業務

- (1) 業務の経歴の調査
- (2) 作業条件の簡易な調査
- (3) 4—アミノジフェニル及びその塩による頭痛、めまい、眠気、倦怠感、呼吸器の刺激症状、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) 頭痛、めまい、眠気、倦怠感、呼吸器の刺激症状、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 尿中の潜血検査
- (6) 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検鏡の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

4—アミノジフェニル及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を試験研究のために製造し、又は使用する業務…泌尿器系の障害（炎症、腫瘍等）

（昭和50年10月1日基発第573号）

- ① 「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ア）①）と同様であること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（（4）ア（ア）①）

「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛等に係る業務について聴取するものであること。

- ② 「作業条件の簡易な調査」は、有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（2）ア（ア））と同様であること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

ただし、配置転換後労働者であって、過去に「作業条件の簡易な調査」を実施していない労働者に対しても、当該労働者の次回の健康診断において、従事していた特化別表3及び別表4に掲げる化学物質を製造し、又は取り扱う業務等に係る「作業条件の簡易な調査」を行うことが望ましいこと。

有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（（2）ア（ア））

「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握す

るため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、有機溶剤の蒸気の発散源からの距離、保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法があること。

また、経皮吸収されやすい化学物質については、皮膚への付着が常態化している状況や、保護具を着用していない皮膚に固体、液体又は高濃度の気体の状態で接触している状況等がある場合に過剰なばく露をしているおそれがあるため、必ず皮膚接触の有無を確認すること。

なお、「作業条件の簡易な調査」の問診票については、平成21年3月25日付け基安労発第0325001号「「ニッケル化合物」及び「砒素及びその化合物」に係る健康診断の実施に当たって留意すべき事項について」別紙「作業条件の簡易な調査における問診票（例）」（別紙）を参考にすること。

別紙

作業条件の簡易な調査における問診票（例）

最近6ヶ月の間の、あなたの職場や作業での化学物質ばく露に関する以下の質問にお答え下さい。

（注：ばく露とは、化学物質を吸入したり、化学物質に触れたりすること。）

1) 該当する化学物質について、通常の作業での平均的な使用頻度をお答え下さい。

（ 時間／日）

（ 日／週）

2) 作業工程や取扱量等に変更がありましたか？

・作業工程の変更 ⇒ 有り ・ 無し ・ わからない

・取扱量・使用頻度 ⇒ 増えた ・ 減った ・ 変わらない ・ わからない

3) 局所排気装置を作業時に使用していますか？

・常に使用している

・時々使用している

・設置されていない

4) 保護具を使用していますか？

・常に使用している ⇒保護具の種類（ ）

・時々使用している ⇒保護具の種類（ ）

・使用していない

5) 事故や修理等で、当該化学物質に大量にばく露したことがありましたか？

・あった

・なかった

・わからない

※ この問診票（例）は、当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事する労働者に対して定期に実施する

健康診断における例示であり、雇入れ又は配置替えの際の健康診断及び過去に当該物質の製造又は取扱

い業務に常時従事した労働者に対する健康診断においては、適宜必要な項目を聴取すること。

- ③「当該化学物質による他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の既往歴の有無の検査をいうこと。
このうち「既往歴」とは、雇入れの際又は配置替えの際の健康診断にあつてはその時点での症状を、定期の健康診断にあつては前回の健康診断以降の症状をいうこと。
- ④「他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の有無の検査をいうこと。
- ~~⑤「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。~~
- ⑥「尿中の潜血検査」は、腎臓、尿管、膀胱等の尿路系の障害（腫瘍等）等を把握するための検査であり、試験紙法によるものをさすこと。
- ⑦「尿沈渣検鏡の検査」及び「尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、尿路系の障害（腫瘍等）を把握するために行う検査であること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）

70. 4—ニトロジフェニル及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を試験研究のために製造し、又は使用する業務

- (1) 業務の経歴の調査
- (2) 作業条件の簡易な調査
- (3) 4—ニトロジフェニル及びその塩による頭痛、めまい、眠気、倦怠感、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- (4) 頭痛、めまい、眠気、倦怠感、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- (5) 尿中の潜血検査
- (6) 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検鏡の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査

第39条第1項に基づく別表第3下欄に掲げる項目のうち、「等」とあるものについては、5に掲げる業務及び当該業務により惹起されるおそれのある主要な障害に応じて、健康診断を行う医師が必要と認める項目を追加するものであること。

5 別表第3上欄に掲げる業務により惹起されるおそれのある主要な障害は、それぞれ次のようなものがあること。

4—ニトロジフェニル及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を試験研究のために製造し、又は使用する業務…泌尿器系の障害（炎症、腫瘍等）
(昭和50年10月1日基発第573号)

① 「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（(4)ア(ア)①）と同様であること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

四アルキル鉛に係る特殊健康診断の趣旨等（(4)ア(ア)①）

「業務の経歴の調査」は、四アルキル鉛等に係る業務について聴取するものであること。

② 「作業条件の簡易な調査」は、有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（(2)ア(ア)）と同様であること。

なお、この項目については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

ただし、配置転換後労働者であって、過去に「作業条件の簡易な調査」を実施していない労働者に対しても、当該労働者の次回の健康診断において、従事していた特化別表3及び別表4に掲げる化学物質を製造し、又は取り扱う業務等に係る「作業条件の簡易な調査」を行うことが望ましいこと。

有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等（(2)ア(ア)）

「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握す

るため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、有機溶剤の蒸気の発散源からの距離、保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法があること。

また、経皮吸収されやすい化学物質については、皮膚への付着が常態化している状況や、保護具を着用していない皮膚に固体、液体又は高濃度の気体の状態で接触している状況等がある場合に過剰なばく露をしているおそれがあるため、必ず皮膚接触の有無を確認すること。

なお、「作業条件の簡易な調査」の問診票については、平成21年3月25日付け基安労発第0325001号「「ニッケル化合物」及び「砒素及びその化合物」に係る健康診断の実施に当たって留意すべき事項について」別紙「作業条件の簡易な調査における問診票（例）」（別紙）を参考にすること。

別紙

作業条件の簡易な調査における問診票（例）

最近6ヶ月の間の、あなたの職場や作業での化学物質ばく露に関する以下の質問にお答え下さい。

（注：ばく露とは、化学物質を吸入したり、化学物質に触れたりすること。）

- 1) 該当する化学物質について、通常の作業での平均的な使用頻度をお答え下さい。
（ 時間／日）
（ 日／週）
- 2) 作業工程や取扱量等に変更がありましたか？
・作業工程の変更 ⇒ 有り ・ 無し ・ わからない
・取扱量・使用頻度 ⇒ 増えた ・ 減った ・ 変わらない ・ わからない
- 3) 局所排気装置を作業時に使用していますか？
・常に使用している
・時々使用している
・設置されていない
- 4) 保護具を使用していますか？
・常に使用している ⇒保護具の種類（ ）
・時々使用している ⇒保護具の種類（ ）
・使用していない
- 5) 事故や修理等で、当該化学物質に大量にばく露したことがありましたか？
・あった
・なかった
・わからない

※ この問診票（例）は、当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事する労働者に対して定期に実施する

健康診断における例示であり、雇入れ又は配置替えの際の健康診断及び過去に当該物質の製造又は取扱

い業務に常時従事した労働者に対する健康診断においては、適宜必要な項目を聴取すること。

③「当該化学物質による他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の既往歴の有無の検査をいうこと。

このうち「既往歴」とは、雇入れの際又は配置替えの際の健康診断にあつてはその時までの症状を、定期の健康診断にあつては前回の健康診断以降の症状をいうこと。

④「他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、当該化学物質により生じる症状の有無の検査をいうこと。

⑤「尿中の潜血検査」は、腎臓、尿管、膀胱等の尿路系の障害（腫瘍等）等を把握するための検査であり、試験紙法によるものをさすこと。

⑥「尿沈渣検鏡の検査」及び「尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、尿路系の障害（腫瘍等）を把握するために行う検査であること。

（令和2年3月4日基発 0304 第3号）